

令和4年度 定年退職者向け 年金・医療保険制度等説明会

資 料

公立学校共済組合鹿児島支部

目 次

年金について

老齢厚生年金等の概要

公的年金制度等の概要

I 公的年金制度等の概要	1
II 厚生年金の種別と実施機関	2
III 年金の種類	2
IV 併給調整	2

老齢年金等について

I 老齢厚生年金（2階部分）	3
II 経過的職域加算額と年金払い退職給付（3階部分）	7
III 老齢基礎年金（1階部分）	8
IV 在職中の老齢厚生年金	9
V 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求	11
VI 障害厚生年金	13
VII 遺族厚生年金	14
VIII 離婚時の年金分割制度	15
IX 年金の支給日	15
X 年金と所得税	15

老齢厚生年金等の請求手続

退職後の年金支給までの流れについて	16
I 定年退職時の手続（60歳）	17
II 老齢厚生年金等の請求手続（65歳）	18
III 老齢厚生年金等の退職時の改定手続（一般組合員退職時）	18
各種手続き案内一覧	19
在職老齢年金早見表	21

退職後の医療保険制度

退職後の医療保険制度について

I 医療保険制度	22
II 任意継続組合員制度	24
III 共済組合から受けられる短期給付	30

様式・資料

任意継続組合員申出書	32
任意継続組合員申出書【記入例】	33
自動払込利用申込書【記入例】	34
退職届書記入要領	35
年金待機者異動報告書	37
巻末資料（年金待機者登録通知書・年金証書）	39
退職に伴う各種手続及び提出期限	41

年金について

老齢厚生年金等の概要

はじめに

共済組合における年金制度について

地方公務員の共済年金制度は、社会保険たる公的年金制度としての性格を有するとともに、公務員制度の一環として、地方公務員とその遺族の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、統一的な年金制度として、昭和 37 年 12 月 1 日に施行されました。

その後も公的年金制度は、概ね5年ごとに見直され、

昭和 61 年4月、組合員及び被扶養者の国民年金加入による基礎年金制度の導入

平成 12 年3月、急激な少子高齢化に対応し給付水準の見直しや、支給開始年齢の引き上げ

平成 16 年6月、社会経済と調和した持続可能な安心できる年金制度の構築に向け現役世代の負担に配慮し、公的年金にふさわしい給付水準を確保するため、「マクロ経済スライド制」の導入

平成 27年 10 月、被用者年金制度が一元化され、地方公務員も厚生年金保険に加入することとなり、給与から控除される保険料の算定方法や年金の給付内容等が、基本的に厚生年金保険に合わせて変更

令和4年10月、被用者年金制度の短時間労働者への適用拡大

等様々な改正が行われました。

また、マイナンバー制度の創設により、社会保障・税・災害対策の分野の行政事務では、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携が実施されています。年金分野においても、年金請求時に住民票や課税証明書等の添付書類が省略できるようになりました。

被用者年金制度の一元化後も、引き続き、組合員の皆様の被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を共済組合が行います。

公的年金制度等の概要

I 公的年金制度等の概要

現在、公立学校共済組合の一般組合員の皆さんは2つの公的年金制度と公務員特有の制度に加入しています。

図1：年金制度の全体像（令和4年10月1日現在）

企業年金等 (3階)	企業年金等		年金払い退職給付（平成27年10月以降の期間）		
			経過的職域加算額（平成27年9月までの期間）		
被用者 年金制度 (2階)	国民年金基金等	厚生年金(老齢・障害・遺族)			
		第1号厚生年金	第2号厚生年金	第3号厚生年金	第4号厚生年金
国民年金制度 (1階)	基礎年金（老齢・障害・遺族）				
	第1号被保険者	第2号被保険者			第3号被保険者
職種等	自営業者 学生等	民間会社 サラリーマン	国家公務員	地方公務員 (公立学校共済組合) 一般組合員	私立学校教職員 第2号被保険者 の 被扶養配偶者

1階部分（国民年金制度）

基礎年金：全国民に共通する国民年金制度で1階部分と呼ばれます。「国民皆年金制度」が導入された昭和61年4月1日以降は、20歳から60歳までの全国民に国民年金への加入が義務づけられています。

2階部分（被用者年金制度）

厚生年金：被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で2階部分と呼ばれます。被用者を対象とした報酬比例の年金を支給する制度です。民間サラリーマン等を対象とする「厚生年金」、公務員等を対象とする「共済年金」に分かれていましたが、平成27年10月に厚生年金に一元化されました。

3階部分（公務員特有）

年金払い退職給付（退職等年金給付）：被用者年金制度一元化を機に創設された公務員特有の制度です。
(平成27年10月以降の一般組合員期間が対象)

経過的職域加算額（経過措置）：被用者年金制度一元化前の公務員期間に係る給付です。
(平成27年9月以前の一般組合員期間が対象)

II 厚生年金の種別と実施機関

厚生年金の被保険者は次の4種類に区分され、厚生年金の決定・支給はそれぞれの実施機関が行います。(図2参照)

公務員(一般組合員)期間の第2・3号厚生年金の決定・支給は、最後に所属した共済組合が行います。民間サラリーマン等の第1号厚生年金と国民年金(基礎年金)は、日本年金機構が決定・支給します。

図2：厚生年金の種別と実施機関

厚生年金の種別 被用者年金制度 (2階)	厚生年金			
	第1号厚生年金	第2号厚生年金	第3号厚生年金	第4号厚生年金
加入者	民間会社の サラリーマン (期限付職員等)	国家公務員等	地方公務員等 (公立学校教職員を含む)	私立学校教職員等
年金を決定・支給 する実施機関	日本年金機構 (年金事務所)	各国家公務員 共済組合	各地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)	日本私立学校 振興・共済事業団

たとえば・・・

正式な教員として採用される前に、期限付職員や民間のサラリーマンとして働き、厚生年金に加入していた場合は、期限付職員や民間のサラリーマンの期間(第1号厚生年金)についての年金は日本年金機構から、正規の教職員(一般組合員)として勤めた期間(第3号厚生年金)の年金は、公立学校共済組合から支給されることになります。

※ 年金証書や源泉徴収票についても各実施機関から交付されます。

III 年金の種類

年金には3つの種類があります。受給するためには、一定の受給要件を満たす必要があります。

図3：年金の種類

種類	被用者年金 (厚生年金)		国民年金 (基礎年金)
	名称	給付事由	名称
老齢	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり 支給開始年齢に達したときに支給される年金	老齢基礎年金
障害	障害厚生年金	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により、 一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
遺族	遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった者が 死亡したときに遺族に支給される年金	遺族基礎年金

IV 併給調整

原則として、種類の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択し受給することになり、他の年金の支給は停止されます。これを併給調整といいます。この選択は、いつでも将来に向かって変更(選択替え)することが可能です。

なお、給付事由が同じ年金については、同時に受給することができます。

老齢年金等について

公立学校共済組合の一般組合員の皆さんが将来受け取ることになる老齢年金等は「老齢厚生年金（2階部分）」、共済年金の経過措置である「経過的職域加算額（3階部分）」、「年金払い退職給付（3階部分）」、「老齢基礎年金（1階部分）」に分けることができます。

受け取る年金等	支給開始年齢	対象の期間等
年金払い退職給付 （3階部分）	65歳 ※公務員を退職していることが要件	平成27年10月以降の公務員期間に応じて共済組合から支給。
経過的職域加算額 （3階部分）	生年月日に応じる （☆65歳）	平成27年9月までの公務員期間に応じて共済組合から支給。
老齢厚生年金 （2階部分）	生年月日に応じる （☆65歳）	被用者年金への加入期間に応じて、各実施機関から支給。
老齢基礎年金 （1階部分）	65歳	20歳から60歳までの加入期間・納付記録に応じて日本年金機構から支給。

☆ 昭和36年4月2日以降に生まれた方

I 老齢厚生年金（2階部分）

老齢厚生年金は、厚生年金の適用事業所に勤務していた者（民間サラリーマン）や公務員であった者が一定の要件を満たす場合に、65歳から支給されます。

ただし、生年月日に応じて、60歳から65歳に達するまでの一定の期間「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

1 老齢厚生年金の支給要件

老齢厚生年金の支給要件は、以下のとおりです。

それぞれ①～③の要件を満たす必要があります。

特別支給の老齢厚生年金	（本来支給の）老齢厚生年金
① 60歳以上65歳未満の者であること （支給開始年齢は生年月日に応じる）	① 65歳以上の者であること
② 厚生年金の加入期間が1年以上あること （第1号～第4号の厚生年金期間を合算します）	② 厚生年金の加入期間が1年以上あること
③ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること	③ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること

2 老齢厚生年金の失権

老齢厚生年金の失権については、以下のとおりです。

特別支給の老齢厚生年金	（本来支給の）老齢厚生年金
● 死亡したとき ● 65歳に達したとき （本来支給の老齢厚生年金へ切り替わるため）	● 死亡したとき

3 老齢厚生年金の支給開始年齢

支給開始年齢については、以下の図4のとおりです。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日に応じて60歳から段階的に引き上げられており、昭和36年4月2日までに生まれた者については、原則、公務員共済組合からの特別支給の老齢厚生年金は発生しません。

また、昭和41年4月1日生まれまでの女性の場合、第1号厚生年金保険期間に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が他とは異なります。（図5参照）

第1号厚生年金保険の加入期間がある女性で、すべての厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は、第1号厚生年金の加入期間分の年金を生年月日に応じた年齢から受給できます。

例えば、昭和37年度生まれの者で民間企業と公務員等の厚生年金加入期間がある場合、公務員等（第2～4号厚生年金）期間の厚生年金は65歳から支給ですが、民間企業（第1号厚生年金）期間の厚生年金は63歳からの支給となります。

図4：年金の支給開始年齢（第1号厚生年金男性・第2～4号厚生年金）

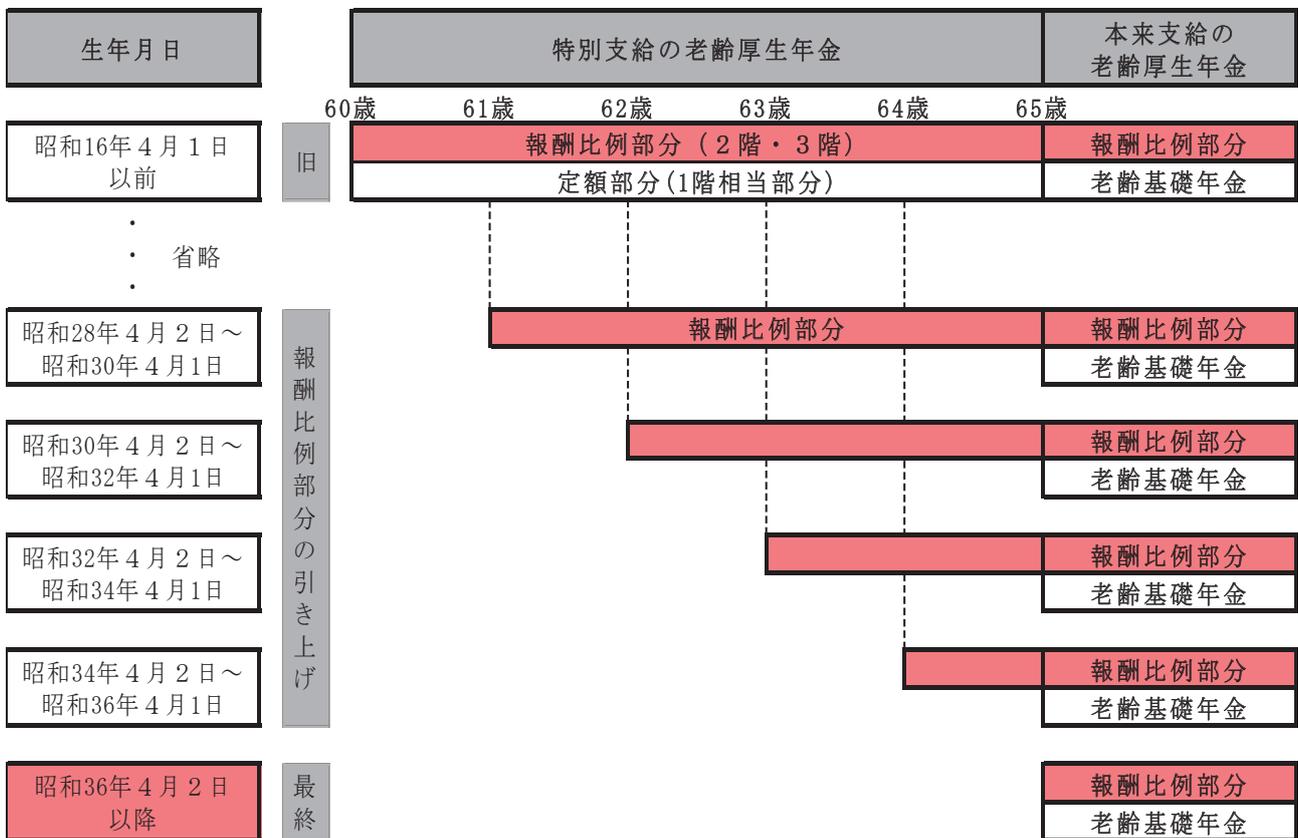


図5：第1号厚生年金・女性の支給開始年齢

生年月日	昭和33年4月1日以前	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	昭和41年4月2日以降
支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (本来支給)

4 老齢厚生年金の内訳

老齢厚生年金の内訳については、それぞれ次のとおりです。

特別支給の老齢厚生年金

$$\text{ア 報酬比例部分の額} + \text{イ 定額部分の額} + \text{ウ 加給年金の額} = \text{特別支給の老齢厚生年金}$$

(本来支給の) 老齢厚生年金

$$\text{ア 報酬比例部分の額} + \text{ウ 加給年金の額} + \text{エ 経過的加算の額} = \text{本来支給の老齢厚生年金}$$

【ねんきん定期便でご自身の年金を確認しましょう】

国民年金・厚生年金に加入している全ての方には、毎年誕生月にねんきん定期便が送付されます。50歳以上の方に送付されるねんきん定期便には、いつから（年齢）、いくら（年金見込額）、どのような年金（年金の種類）が受けられるかが記載されています。ご自身の年金を確認して、今後の生活設計に役立ててください。

※ 35歳、45歳、59歳の節目年齢の方には封書のねんきん定期便が、それ以外の方にははがきタイプのねんきん定期便が送付されます。

The image shows a sample of a Japanese pension statement. It includes sections for:

- 1. これまでの年金加入期間 (これまでの年金加入期間) - Summary of contribution periods.
- 2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額) - Breakdown of pension types and estimated annual amounts.

Key figures from the breakdown table (65歳):

年金の種類	見込額 (円)
特別支給の老齢厚生年金	756,643
老齢厚生年金	1,357,533
老齢基礎年金	677
国民年金	109,030
合計	2,312,883

【参考】ねんきん定期便以外にもオンラインで年金額等を確認できる方法があります。

利用するには、それぞれの Web サイトから利用申込み（ユーザーIDの発行）が必要です。

☆ Web サイトからの利用申込み → ユーザーIDの送付 → 各 Web サイトの利用

Web サイト	主な確認できる内容
地共済年金情報 Web サイト (地方公務員共済組合協議会) 【 https://www.chikyosai-nenkin-web.jp 】	公務員期間に係る年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金見込額および計算式、年金払い退職給付の給付算定額残高、等
ねんきんネット (日本年金機構) 【 https://nenkin.go.jp/n_net/ 】	ご自身の年金記録の確認、将来の年金見込額の確認、日本年金機構から郵送された各種通知の確認、等

※ 利用申込み時には基礎年金番号が必要となります。

※ 利用にあたっては、各サイトの利用規約や申込手順等に留意の上、利用してください。

ア 報酬比例部分の額

報酬に比例し、平均給与月額及び平均標準報酬月額と加入期間に基づき算出する部分です。

イ 定額部分の額

定額部分の額は、65歳以降に支給される老齢基礎年金に相当する部分で、次の計算式によって算定されます。（改定率：令和4年度は0.996 定額単価×改定率＝1,621円（1円未満四捨五入））

$$\text{定額部分の額} = \text{定額単価 (1,628円)} \times \text{改定率} \times \text{被保険者 (組合員) 月数 (※480月限度)}$$

※ 昭和24年4月2日生まれ以降の者は、通常は定額部分の支給がありませんが、退職している者が、下記のいずれかに該当する場合には、65歳までに受給できる特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の特例として定額部分も上記アと併せて支給されます。

- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時に障害等級3級以上の方（障害者特例）
- ・組合員期間が44年以上の方（長期加入者特例）

ウ 加給年金の額

厚生年金被保険者期間が20年以上ある者が定額部分（または、老齢基礎年金）の支給を受けることとなったときに、その者によって生計を維持されていた次の者がいる場合には、加給年金が加算されます。

加給年金の対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和4年度)
配偶者	65歳未満	恒常的収入が年額850万円 (所得が655.5万円) 未満 ※収入限度額以上であっても、 5年以内に定年等の理由のため 収入減になる見込みがあるときは該当します。	388,900円/年
子 (未婚が条件)	18歳到達年度（≡高校卒業）の 末日までの間にある子		2人目まで 1人につき 223,800円/年
	20歳未満で障害等級1級 若しくは2級に該当する 障害状態にある子		3人目以降 1人につき 74,600円/年

※ 加給年金の対象配偶者が65歳になると配偶者自身に老齢基礎年金が支給されるため、加給年金は停止されます。

また、加給年金の対象配偶者が昭和41年4月1日以前生まれの場合、配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた「振替加算」が加算されます。

※ 配偶者自身が厚生年金に原則20年以上加入し、老齢厚生年金または障害給付を受けられる期間中は支給されません。

エ 経過的加算の額

65歳からの老齢厚生年金には、当分の間、定額部分の額から厚生年金被保険者期間に係る老齢基礎年金の額を控除して得た額が加算されます。

老齢基礎年金では、厚生年金被保険者期間のうち、①昭和36年3月以前の期間、②20歳未満の期間、③60歳以後の期間は、年金額に反映されないため、これらの期間は経過的加算で保障されます。

$$\text{経過的加算の額} = \text{「A」} - \text{「B」 (厚生年金被保険者期間に係る老齢基礎額)}$$

- ・ 「A」 = 定額単価 (1,628円) × 改定率 × 被保険者 (組合員) 月数 (※480月限度)
S36.4以降で20歳以上60歳未満の
- ・ 「B」 = 777,800円 × $\frac{\text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480 (\text{加入可能月数} \times 12)}$

II 経過的職域加算額と年金払い退職給付（3階部分）

1 経過的職域加算額（旧職域年金相当部分）

平成27年9月までの公務員期間については、共済年金の経過措置として、その期間に応じた「経過的職域加算額」が支給されます。年金額は平成27年9月までの平均給与月額と期間により決定され、公務員期間の老齢厚生年金（特別支給の場合を含む）と併せて支給されます。

なお、公務員（一般組合員）期間中は支給が停止（在職停止）されます。

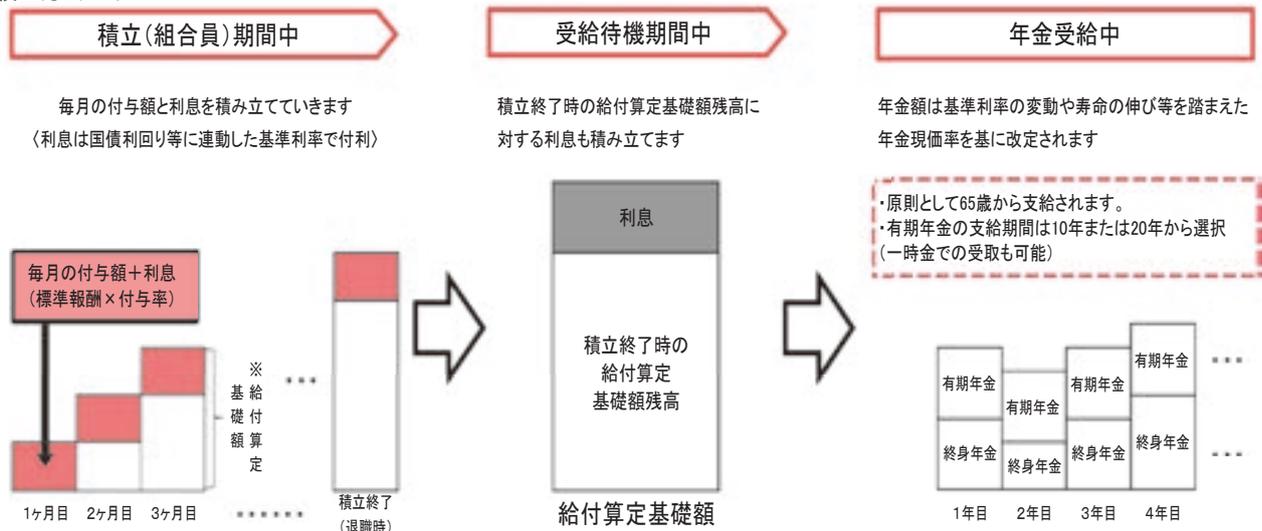
2 年金払い退職給付（退職等年金給付）

年金払い退職給付は、被用者年金制度一元化により創設された公務員の新しい制度で平成27年10月以降の公務員期間に応じて支給される民間の企業年金に相当する給付です。

必要な原資を、あらかじめ組合員本人の掛金と雇用主の負担金で積み立て（積立方式）、国債利回り等に連動する形（キャッシュバランス方式）で原則65歳から給付されます。

なお、65歳時点で公務員（一般組合員）として在職中の場合は、退職後に請求をすることになります。（再就職等で公務員（一般組合員）となった際は支給が停止（在職停止）されます。）

●積立方式のイメージ

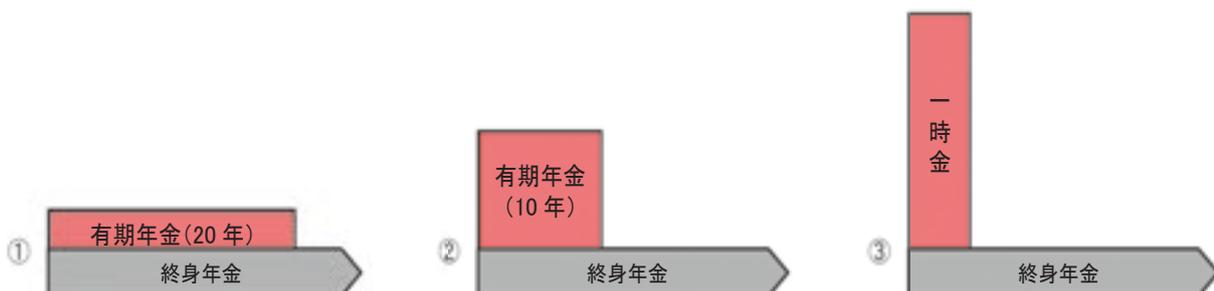


年金払い退職給付は、給付算定基礎額（積立額）の半分が終身年金、半分が有期年金として支給されます。有期年金は、10年、20年または一時金から選択できます。

また、受給者が死亡した際に、有期年金の残余があれば、残余分が遺族に一時金（遺族一時金）として支給されます。（遺族の要件は遺族年金と同様です。）

なお、65歳前に死亡した場合も、有期年金分は遺族一時金として支給されます。

●年金払い退職給付の受給イメージ



Ⅲ 老齢基礎年金（1階部分）

老齢基礎年金は、原則として受給資格期間が10年以上ある者が65歳から支給されます。20歳から60歳までの40年間の全てが保険料納付済期間であるときは、老齢基礎年金の777,800円（令和4年度）です。

また、保険料納付済期間が40年(480月)に満たないときの計算は次のとおりです。

$$\text{算式：777,800円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times 4/8 + \text{1/4納付月数} \times 5/8 + \text{半額納付月数} \times 6/8 + \text{3/4納付月数} \times 7/8}{480\text{月または加入可能月数}}$$

参考① 配偶者の振替加算制度

老齢厚生年金等の加給年金額の対象配偶者が65歳になると、自身の国民年金から老齢基礎年金が支給されることになるので、加給年金額は支給されなくなります。

老齢基礎年金の受給権者である配偶者の生年月日が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの者については、国民年金の加入期間が短いことから自身の老齢基礎年金の額が低額になってしまいます。

したがって、配偶者本人の老齢基礎年金の受給が始まっても、世帯あたりの年金額が減ることを防ぐために加給年金額の一部を配偶者の老齢基礎年金に振替える振替加算制度が設けられています。振替加算額は、配偶者の生年月日によって異なります。

老齢基礎年金に関連して・・・

20歳から60歳未満の方については、国民年金制度へ必ず加入する必要があります。

- ・60歳未満で退職する組合員の方
- ・組合員の方が退職したときに国民年金第3号被保険者となっている配偶者
- ・組合員の方が65歳になったときに国民年金第3号被保険者となっている配偶者

などについては、手続が必要になります。以下を参考に手続を行ってください。

組合員の動向	対象者・変更内容	手続先
再就職しない	60歳未満の組合員：第2号→第1号 被扶養配偶者：第3号→第1号 ☆60歳以降に退職する組合員は手続不要	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口
再就職する	組合員：第2号→第2号 被扶養配偶者：第3号→第3号	再就職先の事業所で手続をしてください。

※ 事前にお住まいの市区町村に必要書類等を確認した上で、手続を行うとスムーズです。
 ※ 必要書類で資格喪失証明書を求められる場合がありますが、こちらについては、退職時の所属に組合員証等を返納の上、当支部へ請求してください。

※ 上記の再就職とは、1日も空けずに厚生年金へ加入して働くことをいいます。

※ 組合員が60歳未満で再就職せず、配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先等で国民年金第3号被保険者の手続を行うことになります。

IV 在職中の老齢厚生年金

老齢厚生年金（特別支給含む。）の受給者が在職中（厚生年金の被保険者）の場合は、年金月額と報酬の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全部が支給停止（在職停止）となります。

☆ 年金月額：厚生年金額を12で割った額（加給年金額や経過的加算額は含まれない。）。

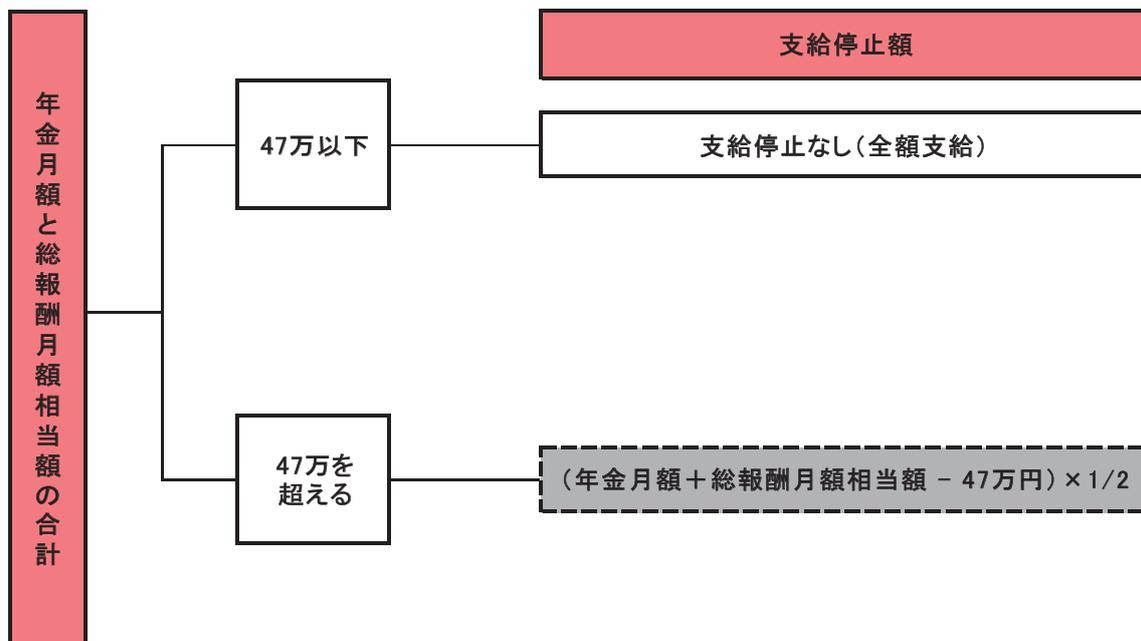
☆ 総報酬月額相当額：毎月の報酬（標準報酬月額）とその月以前1年間に受けた期末手当等（標準期末手当等）の総額を12で割った額の合計。

1 老齢厚生年金の支給調整

年金月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えると、年金の一部または全部が支給停止となります。

また、老齢厚生年金の全額が支給停止されると加給年金額が支給されている場合、こちらも全額停止されます。

なお、老齢基礎年金については、支給調整の対象外のため、停止にはなりません。

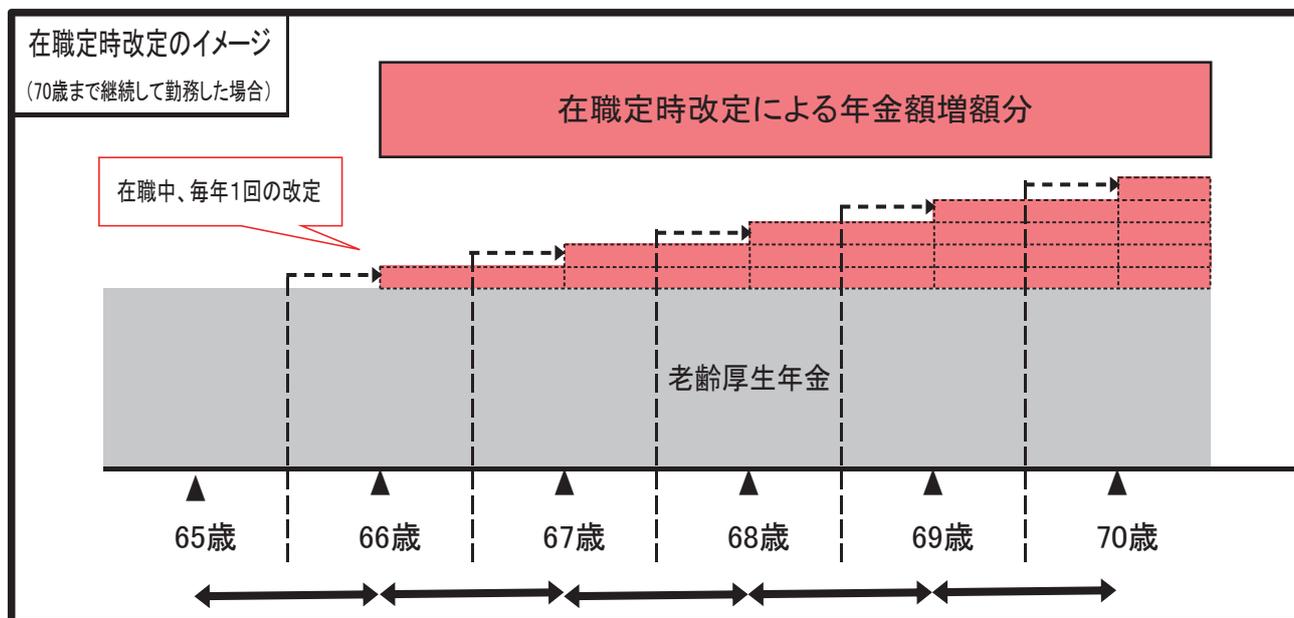


- ※ 支給停止の基準となる「47万円」は賃金水準などをもとに毎年見直しが行われます。
- ※ 2つ以上の種別の老齢厚生年金を受けている場合（例えば、日本年金機構からの老齢厚生年金と共済組合からの老齢厚生年金など）は、両方の年金額を合算して支給停止額を計算し、それぞれの年金額に応じて支給停止額が按分されます。
- ※ 第1号厚生年金及び第4号厚生年金への就職・離職の届出については、実施機関間の情報連携により確認しますので、受給者からの届出は必要ありません。ただし、議員となった場合のみ届出が必要な場合がありますので、該当する場合には公立学校共済組合本部へ連絡してください。（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、届出は不要です。詳細は所属の議会事務局等に問い合わせください。）
- ※ 参考までにP21に早見表と計算例を掲載していますのでご活用ください。

2 在職定時改定

令和4年9月までは、65歳以上で在職中（厚生年金の被保険者）の方の老齢厚生年金は資格喪失時（退職時または70歳到達時）に65歳以降の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額が改定される制度でした。

令和4年10月からは、退職等による年金額改定に加え、在職中であっても、年金額の改定を毎年1回（10月分から）行うことになりました。この在職中の改定を在職定時改定といいます。在職定時改定は自動で年金額を改定しますので手続は不要です。



3 雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止について

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が雇用保険法による失業等給付（基本手当または高年齢雇用継続給付）を受けるようになったときは、老齢厚生年金（2階部分）の支給が停止されます。（3階部分については、支給停止対象外。）

公務員については、雇用保険は適用対象外ですが、退職後に再任用フルタイムとなる方は雇用保険が適用となります。（民間会社等で就労した際も加入する場合があります。）

65歳未満で老齢厚生年金を受給されていて、失業等給付を受給される場合は、公立学校共済組合本部へ届出が必要となります。未届けや遅延されますと、支給済みの年金を遡って返還していただくことになります。失業給付を受給される場合は、年金とどちらを受給したら有利か十分検討してください。

なお、65歳以上の方については、雇用保険との調整はありませんので、老齢厚生年金と失業等給付を併せて受給することができます。

V 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求

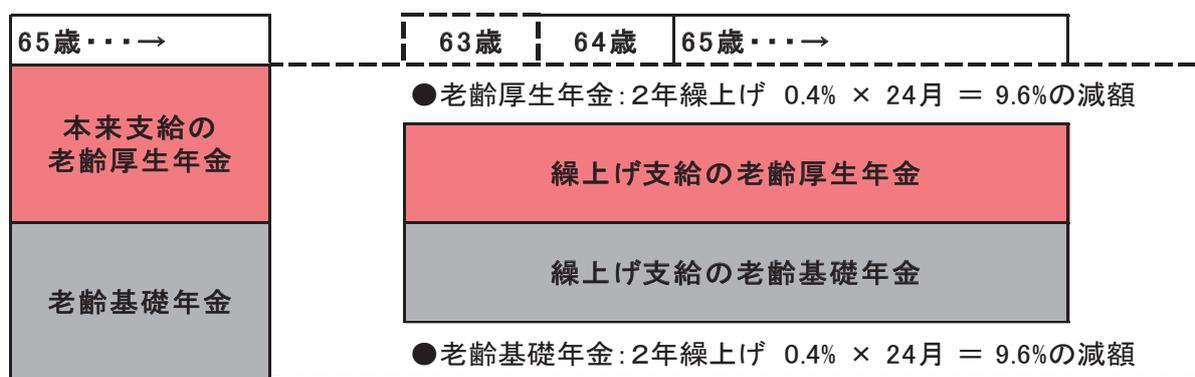
1 60歳からの繰上げ支給

支給開始年齢を問わず、60歳以降であれば、希望により1月あたり0.4%※の割合で減額された年金の繰上げ支給を受けることができますが、全ての公的年金に係る老齢年金の繰上げ支給を、同時に受けることが条件となります。したがって、老齢基礎年金はもとより、日本年金機構や私立学校共済の加入歴がある場合はその実施機関の厚生年金も同時に繰り上げることになります。（年金払い退職給付についてのみ、対象外。別途、繰上げ請求が必要となります。）

なお、在職中（厚生年金の被保険者中）に繰上げ請求をした場合、年金月額と報酬の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全部が支給停止となる場合がありますのでご注意ください。

※ 昭和37年4月1日までに生まれた者は、1月あたり0.5%の減額となります。

（例）65歳で支給開始の者が63歳で繰上げ請求をした場合



注) 令和4年4月以降の減額率で計算している。

繰上げ請求の主な注意事項

- ① 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。
- ② 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ア 事後重症による請求
 - イ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ 3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。
また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ア 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
 - イ 雇用保険の基本手当を受給する場合
 - ウ 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
 - エ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合

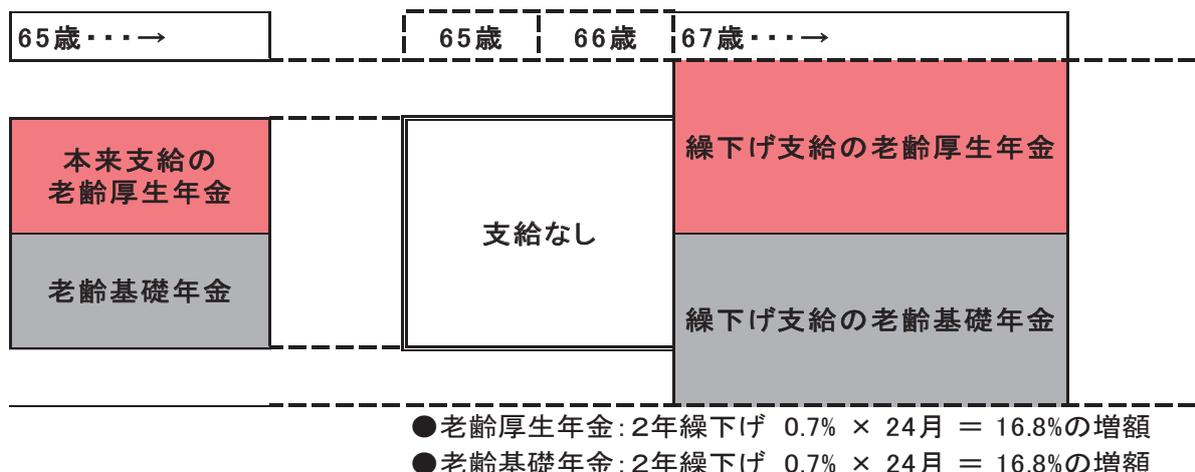
2 65歳以降の繰下げ支給

65歳から支給される老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、本人の申し出により、66歳以降の希望する月から繰下げて受給することができます。（繰下げについては、厚生・基礎別個に行うことができます。）繰下げ支給の年金額は1月あたり0.7%の割合で増額されて支給されます。繰下げることのできる期間は、75歳※に達するまで（最高120月）となります。

なお、特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度はありません。

※ 昭和27年4月1日までに生まれた者は、70歳に達するまでです。

(例) 65歳で支給開始の者が67歳で繰下げ請求をした場合



繰下げ受給を選択する場合の主な注意事項

- ① 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰下げ受給できる。
(例：基礎は66歳から、厚生は70歳から、等)
(例：基礎は65歳から通常どおり受給（繰下げ受給しない）、厚生は68歳から繰下げ受給、等)
- ② 配偶者加給年金は、繰下げ受給しても増額されない。
(配偶者だけでなく18歳到達年度末等の子に対する加給年金額も同様)
- ③ 老齢厚生年金を繰り下げの際に、複数の実施機関の老齢厚生年金がある場合は、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げないといけない。
(例：日本年金機構の老齢厚生年金は65歳から受給し、公務員共済分は67歳から受給、等はできない。)
- ④ 老齢厚生年金を繰り下げの場合、在職中で支給停止となっている年金額は増額の対象とならない。
- ⑤ 65歳の時点ですでに遺族厚生年金や障害厚生年金を受給している場合は、繰下げ受給できない。

繰上げ受給の減額率 = 繰上げ月数 × 0.4%

減額率早見表

繰上げ月数	減額率
60月(5年)	24.0%
48月(4年)	19.2%
36月(3年)	14.4%
24月(2年)	9.6%
12月(1年)	4.8%

繰下げ受給の増額率 = 繰下げ月数 × 0.7%

増額率早見表

繰下げ月数	増額率
12月(1年)	8.4%
24月(2年)	16.8%
36月(3年)	25.2%
48月(4年)	33.6%
60月(5年)	42.0%

※ 繰上げ・繰下げ請求を行う場合は内容をよく理解した上で手続きしましょう。

VI 障害厚生年金

障害厚生年金は、被保険者（組合員）期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態になったときに支給される年金です。

また、障害等級が1級または2級のときは、国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。障害厚生年金の支給を受けるためには、次の①及び②または③並びに④の要件を満たす必要があります。

- ① 障害の原因となった傷病の初診日に、厚生年金の被保険者（組合員）であること。
- ② 障害認定日に障害等級1級、2級または3級に該当する障害があること。
- ③ 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態となったこと。（事後重症）
- ④ 初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が、2/3以上あること。または、初診日が2026年（令和8年）3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと。

- ※ 初診日とは・・・障害の原因となった病気やけがの診療で最初に医者にかかった日。
- ※ 障害認定日とは・・・初診日から1年6ヶ月が経過した日、もしくはその前に症状が固定した場合はその日。
- ※ 障害等級とは・・・障害手帳等の等級とは異なり、国民年金法施行令で定められている障害等級表に係る等級のことを指します。

また、障害認定日は、原則、初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日ですが、初診日から起算して1年6ヶ月を経過せずに、下記の「特例症例」に該当した場合は、障害認定日は次のとおりの日となります。

特例症例の現症	障害認定日
上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入置換	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6ヶ月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）、胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	移植又は装着日、挿入置換日
人工透析療法を施行したもの	人工透析療法の開始日から起算して3か月を経過した日
人工肛門又は尿路変更術を施したもの	人工肛門又は尿路変更術を施してから6か月を経過した日
新膀胱を施したもの	新膀胱を造設した日
咽頭全摘手術を施したもの	咽頭全摘手術を施した日
在宅酸素療法を行っているもの	在宅酸素療法を開始した日（常時使用の場合）
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3ヶ月を経過した日以後

- 請求をお考えの方は、初診日やこれまでの通院歴を確認の上、鹿児島支部へお問い合わせください。
 ※ ご自身の障害状態が1級から3級に該当する可能性があるか事前に医師にご相談ください。

VII 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、被保険者（組合員）が在職中または退職後に死亡し、その死亡当時に被保険者（組合員）によって生計を維持していた遺族がいる場合は、遺族厚生年金を受給することができます。

なお、遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分と同様の計算をし、老齢厚生年金の3/4の水準となります。

遺族厚生年金は、次の①～④いずれかに該当するときに、遺族に支給されます。

- ① 被保険者（組合員）が死亡したとき
- ② 被保険者（組合員）であった者が、退職後に、被保険者（組合員）であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級が1級または2級の障害厚生（共済）年金または旧共済法による障害年金（1級から3級まで）の受給権者が死亡したとき
- ④ 退職厚生（共済）年金の受給権者若しくは旧共済法による退職年金等の受給権者または組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

また、遺族については、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡当時、その者によって生計を維持しており、恒常的収入が850万円未満の以下の者をいいます。

遺族には受給順位があり最も先順位の遺族の者のみが受給権者になります。

なお、遺族厚生年金には、先順位者が失権した場合、次順位者が受給権者となる転給制度はありません。

順位	遺族の範囲	要件等
1	配偶者 および子	・配偶者については、内縁のものを含む。 ・夫の場合は、被保険者（組合員）の死亡当時に55歳以上である者。また、60歳になるまでは支給停止となります。 ただし、遺族基礎年金が支給される場合は遺族厚生年金も支給されます。
2	父母	・被保険者（組合員）の死亡当時に55歳以上である者。 また、60歳になるまでは支給停止となります。
3	孫	
4	祖父母	・被保険者（組合員）の死亡当時に55歳以上である者。 また、60歳になるまでは支給停止となります。

※ 子および孫については、次のいずれかに該当する未婚の者に限ります。

- 18歳到達年度（≒高校卒業）の末日までの間にあること。
- 20歳未満で障害等級1級若しくは2級に該当する障害状態にあること。

公立学校共済組合から年金を受給している方が死亡した場合は、公立学校共済組合本部へご連絡ください。内容を聞き取った上で、本部から必要な書類を送付します。
(ご連絡の際は、年金証書等の証書番号や基礎年金番号の分かる書類を準備しておくスムーズです。)

VIII 離婚時の年金分割制度

離婚等をした場合に、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を当事者間で分割することができる制度です。

対象となるのは、平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られますが、平成19年4月1日以前の婚姻期間における標準報酬も分割の対象となります。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬を2分の1に分割することができます。

なお、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過した場合は、標準報酬の分割請求をすることができません。

IX 年金の支給日

年金の支給は、2・4・6・8・10・12月（偶数月）の年6回で、原則として支給月の15日（その日が、土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に支給月の前月までの2か月分が支給されます。（年金は受給権発生日の属する月の翌月分から支給されます。）

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
対象月	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

※ 年金受給権発生後の初回支給や退職してすぐの定期支給日については、新規決定または退職に伴う年金額の改定処理を行うため遅れる場合がありますので御了承ください。

X 年金と所得税

老齢厚生年金は、所得税法上「雑所得」となります。課税対象となる受給者の方には、毎年10月頃、公立学校共済組合本部から扶養親族等申告書が送付されます。

年金から配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦（夫）控除を受ける場合には、扶養親族等申告書の提出が必要となります。

また、扶養親族等申告書を提出しない場合は、受給者本人の基礎的控除のみが適用されます。

※ 扶養親族等申告書を提出された方であっても、「医療費控除」や「生命保険料控除」等を受ける場合は、確定申告が必要となります。

※ 雑所得以外の所得（給与・事業・不動産・配当等）が20万円以上となる場合には、確定申告が必要（必須）となります。

※ 障害・遺族の年金については、非課税となるため扶養親族等申告書や源泉徴収票は送付されません。

☆ 源泉徴収票について

確定申告の際には、源泉徴収票が必要となります。公立学校共済組合からの源泉徴収票は毎年12月中旬頃に送付されますので、大切に保管してください。

なお、源泉徴収票については、年金を支給している実施機関ごとに送付されます。

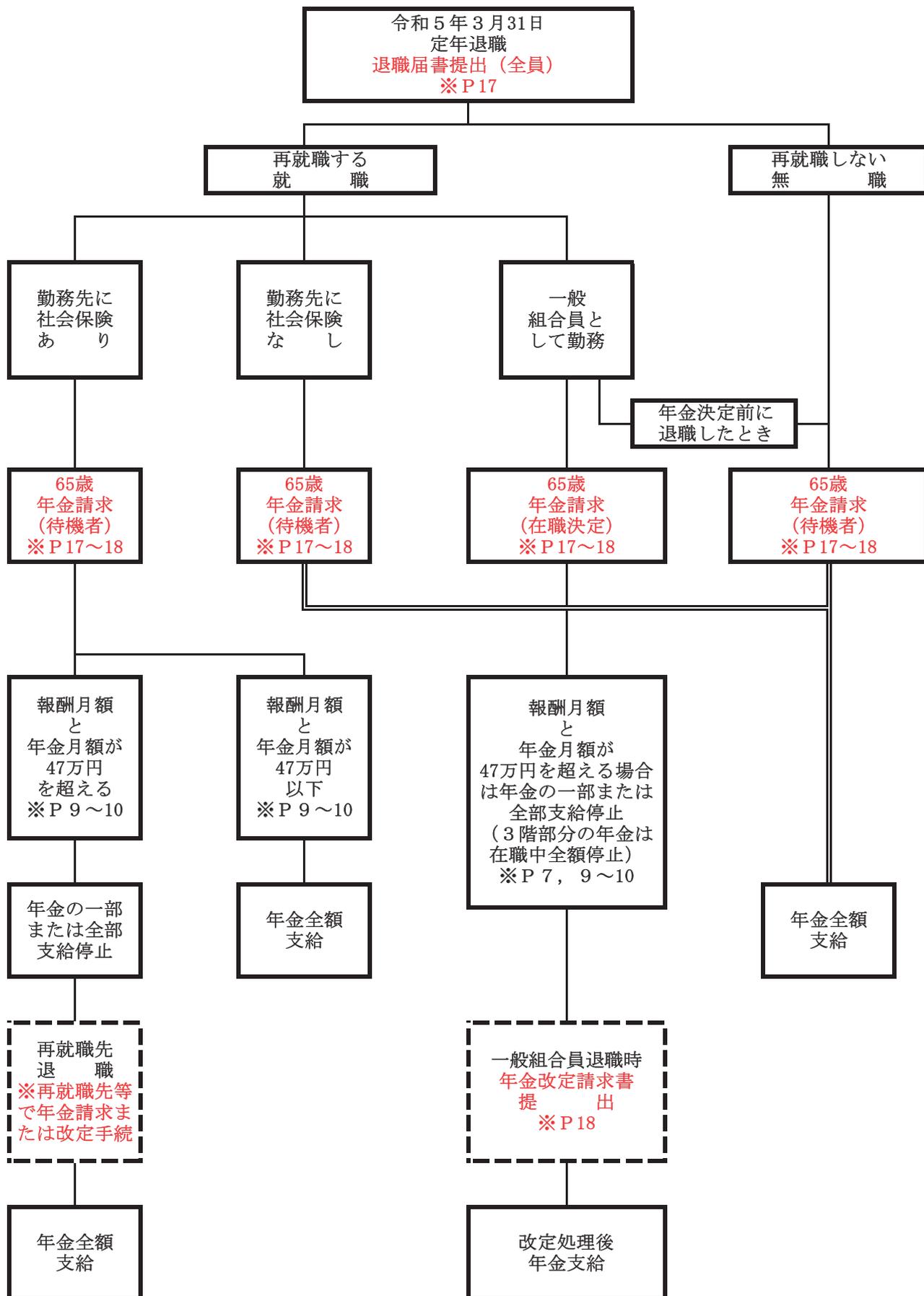
例えば、公立学校共済と日本年金機構から老齢の年金を受給している場合は、それぞれ1通ずつ送付されます。

年金について

老齢厚生年金等の請求手続

退職後の年金支給までの流れについて

※赤字は皆さんが行う基本的な手続きになります。



退職後の年金等について

I 定年退職時の手続（60歳）

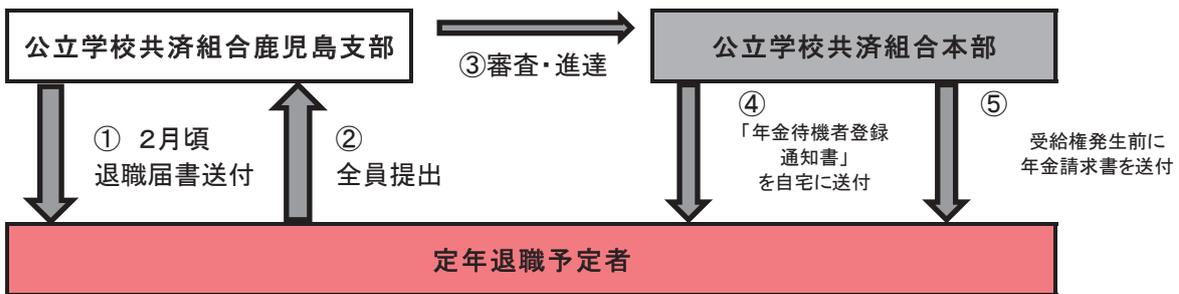
昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までの間に生まれた方については、定年退職した際に老齢厚生年金の受給権は発生していません。

したがって、将来年金を受給するために「待機者登録」を行う必要がありますので、「退職届書」を提出してください。待機者登録とは、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）をデータとして登録する手続です。組合員本人の申請（「退職届書」の提出）をもって登録を行うため、今年度末で定年退職の方は忘れずに提出してください。

また、定年退職する方以外にも、若年で退職される方やまだ年金受給権が発生しておらず、再任用フルタイム等を退職される一般組合員の方についても、同様に待機者登録の手続が必要となります。

ただし、1日も空けずに公務員として他の機関に就職し一般組合員となる場合は、「退職届書」の提出は必要ありませんが、退職時に所属所を通じて「組合員証等」・「組合員転出届書」・「組合員異動報告書」を提出する必要があります。

○定年退職者の退職届書提出フロー



※ 定年後、再就職を希望している方も必ず提出してください。

※ 定年退職後も引続き一般組合員として再就職した場合は、「年金待機者登録通知書」は送付されません。（定年退職後、引続き県費の再任用フルタイムで勤務した場合も送付されません。）

☆今年度63歳で定年退職の方☆

今年度に63歳で定年退職される方についても、定年退職した際に老齢厚生年金の受給権は発生していませんので、「退職届書」を提出してください。64歳の誕生日を迎えると特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しますが、誕生日が4月～9月生まれの方については、64歳に到達する概ね2～3か月前に鹿児島支部から年金請求書を送付する予定です。誕生日が10月～3月の方については、公立学校共済組合または再就職先で厚生年金に加入している場合にはその実施機関のいずれかから年金請求書が送付されることになります。

☆今年度65歳で定年退職の方☆

今年度に65歳で定年退職される方については、既に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しており、請求を行っていただければ年金が決定されています。65歳に到達すると特別支給から本来支給の老齢厚生年金に切り替える手続が必要となります。

65歳に到達の手続きについては、65歳に到達する概ね1～2か月前に鹿児島支部から必要な書類を送付します。

II 老齢厚生年金等の請求手続（65歳）

昭和37年4月2日以降生まれの方の老齢厚生年金（公務員共済分）や老齢基礎年金は、65歳で受給権が発生します。年金は受給資格を満たしただけでは支給を受けることはできません。年金の請求手続が必要です。

年金の請求にあたっては、支給年齢に到達する概ね2～3か月前に年金請求書が届きますので、内容を確認・必要事項を記入の上、添付書類と併せて65歳の誕生日後に年金請求書を提出します。

【年金請求に関するQ&A】※ このQ&Aは令和4年10月現在の取扱いに基づき作成しています。

	Q	A
1	年金請求書はどこに提出すればいいですか？	年金請求書の提出にあたっては、送付されてきた実施機関に返送するとスムーズです。
2	年金請求書への添付書類は何が必要ですか？	年金請求書への添付書類は、家族構成、請求時の年齢、請求時の状況等によって異なります。年金請求書送付時に同封されている添付書類の案内を確認の上、請求時のご自身の状況にあわせて書類を添付してください。
3	第1号厚生年金の加入期間のある女性です。この分の請求はどうすればよいですか？	第1号厚生年金分の年金請求については、支給開始年齢に到達する前に日本年金機構から請求書が送付されます。（昭和37年度生まれの方だと63歳に到達する前に日本年金機構から第1号厚生年金分の年金請求に係る年金請求書が送付されます。）
4	支給開始年齢の同じ厚生年金が複数あります。それぞれの実施機関へ請求手続が必要ですか？	支給開始年齢の同じ老齢厚生年金については、一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金も併せて請求できます。（ワンストップサービス）
5	支給開始年齢直前になっても年金請求書が届きません。	日本年金機構または最後に加入した実施機関に確認を行ってください。

※ 65歳到達時に再任用フルタイム等で一般組合員として在職している場合は、鹿児島支部からも手続をご案内します。（年金払い退職給付（退職等年金給付）については、鹿児島支部を通じて退職時に手続を行います。）

III 老齢厚生年金等の退職時の改定手続（一般組合員退職時）

組合員を退職時に特別支給を含む老齢厚生年金を受給している方（請求中の方を含む）については、年金を改定する処理（退職改定）を行います。

毎年2月～3月頃に、該当者には、改定に必要な書類を送付しますので、指定の期日までに必ずご提出ください。

なお、この改定処理には老齢厚生年金受給開始後の給料情報等を登録し、年金額の改定を行うことから時間を要しますので、ご了承ください。

（3月末で退職した場合、6月の定期支給では一旦、在職中の金額で支給が行われますが、8月上旬までに改定後の4・5月分の年金が支給される予定です。）

各種手続案内一覧

(令和4年10月時点)

		要件	届出方法・連絡先
1	年金 待 機 者	住所変更・氏名変更の手続をしたい。	「年金待機者登録通知書」に同封されている「年金待機者異動報告書」の提出が必要です。 また、様式は公立学校共済組合本部のホームページからもダウンロードできます。
2		年金待機者が死亡しました。	
3		年金を繰上げ請求したい。	年金の繰上げに必要な書類を送付しますので、本部へ連絡してください。
4	年 金 受 給 者	住所変更の手続をしたい。	年金受給者の方で、平成23年10月以降に住所を変更した場合は、住基ネットを利用して、自動で変更されますので、届出は不要です。ただし以下に該当する方は、「変更届」の提出が必要ですので、本部へ連絡して、その旨をお伝えください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国に居住する方 ・ 成年後見人が選任されている方 ・ 年金を決定した後、おおむね半年以内に住所を変更した方 ・ 平成23年9月以前に住所を変更し、共済組合へ届出されていない方 ※ 住基ネットを利用した住所変更処理は、データ反映までに4～5ヶ月程度要しますので、郵便局へ転送の手続きをお願いします。
5		金融機関を変更したい。	金融機関の変更に必要な書類（「受取機関変更届」）を送付しますので、本部または支部に連絡するか、自動受付サービスをご利用ください。 なお、古い金融機関については、変更した口座に年金が振り込まれるまで解約しないでください。
6		民間会社（第1号厚生年金）または私立学校（第4号厚生年金）に再就職しました。なにか、公立学校共済組合へ届出が必要ですか。	平成27年10月以降の就職・離職については、情報連携により確認しますので、届出は不要です。 また、年金月額と報酬の額によっては、年金が一部または全部支給停止になる場合があります。
7	常勤の公務員（第2号厚生年金または第3号厚生年金への加入者）として再就職しました。なにか、届出が必要ですか。	再就職先の所属所の担当者に共済組合から年金を受給している旨を申し出てください。 また、「年金受給権者再就職届書」に共済組合関係の年金証書（原本）一式を添えて所属所を経由し、再就職先の共済組合に提出してください。	

8	(国会・地方議会) 議員に就任しました。	議員に就任した場合には、届出が必要ですので、本部へ連絡してください。 ※ 議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、届出は不要です。詳細は所属の議会事務局等に問い合わせください。
9	(65歳未満の方で) 雇用保険を受給することになりました。	届出が必要ですので、本部へ連絡してください。
10	年金証書を紛失しました。	必要な書類(「年金証書再交付申請書」)を送付しますので、本部へ連絡してください。
11	年金額改定通知書を再交付して欲しい。	必要な書類(「改定通知書再交付申請書」)を送付しますので、本部へ連絡してください。
12	源泉徴収票を再交付して欲しい。	過去5年間分までは、再交付が可能です。 本部または支部に連絡するか、再交付自動受付サービスをご利用ください。
13	扶養親族等申告書を再交付して欲しい。	扶養親族等申告書については、3月末までは再交付が可能です。(例:令和5年分扶養親族等申告書は令和4年11月から令和5年3月末までの間) 本部または支部に連絡するか、再交付自動受付サービスをご利用ください。
14	年金受給者が死亡しました。	死亡の日付や遺族の確認を行いますので、本部へ連絡してください。

※ ご連絡・ご相談の際は、お手元に「年金待機者登録通知書」(待機者の方)、「年金証書」(年金受給者の方)、または、基礎年金番号の分かる書類(年金手帳・基礎年金番号通知書・その他基礎年金番号の記載されている書類)をご準備の上、ご連絡ください。

※ 「年金待機者異動報告書」・「年金受給権者再就職届書」・「年金証書(改定通知書)再交付申請書」等は公立学校共済組合ホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

公立学校共済組合本部年金相談窓口

- ☆ 電話 : 03-5259-1122 (年金相談専用電話)
- ☆ 月曜日～金曜日(土・日・祝・年末年始を除く)の午前9時～午後5時30分
- ★ 公立学校共済組合ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>
- ★ 公立学校共済組合自動受付専用電話
電話 : 03-5259-8852
(受取機関変更届の交付・源泉徴収票・扶養親族等申告書の再交付)

公立学校共済組合鹿児島支部年金相談窓口

- ☆ 電話 : 099-286-5207 (鹿児島支部年金相談窓口)
- ☆ 月曜日～金曜日(土・日・祝・年末年始を除く)
- ☆ 午前: 9時～12時 午後: 1時～5時

在職老齢年金早見表〈参考〉

(単位:万円)

	年金月額(老齢厚生年金)									
	()は 年額	6万円 (72万円)	8万円 (96万円)	10万円 (120万円)	12万円 (144万円)	14万円 (168万円)	16万円 (192万円)	18万円 (216万円)	20万円 (240万円)	22万円 (264万円)
総報酬月額相当額	16万円以下	6	8	10	12	14	16	18	20	22
	19万円	6	8	10	12	14	16	18	20	22
	22万円	6	8	10	12	14	16	18	20	22
	25万円	6	8	10	12	14	16	18	20	22
	28万円	6	8	10	12	14	16	18	19.5	20.5
	31万円	6	8	10	12	14	16	17	18	19
	34万円	6	8	10	12	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5
	37万円	6	8	10	11	12	13	14	15	16
	40万円	6	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
	43万円	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	46万円	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5

※ 年金月額と総報酬月額相当額の交わる部分が支給される年金月額となります。

※ 表は令和4年度の支給停止調整額(47万円)です。

☆ポイント☆

在職(厚生年金加入)中は「A 年金月額」と「B 総報酬月額相当額」の合計金額に応じて年金の一部または全部が支給停止となる場合がある。

「A 年金月額」: 厚生年金額を12で割った額(加給年金額や経過的加算額は含まない。)

「B 総報酬月額相当額」: 毎月の報酬(標準報酬月額)とその月以前1年間に受けた期末手当等(標準期末手当等)の総額を12で割った額の合計。

※ 支給停止調整額は毎年度見直しされる。(令和4年度は47万円)

演習・支給停止額を計算してみましょう!

① 年金額 1,200,000円(年金月額:100,000円)

② 標準報酬月額 320,000円 標準期末手当額 600,000円

(総報酬月額相当額:370,000円)

A年金月額: + B総報酬月額相当額:

⇒ (C合計額: - 47万円) × 1/2

= D支給停止額: (月額) (年額は×12)

答え A:100,000円 B:370,000円 C:470,000円 D:0円 →このケースは支給停止なし!

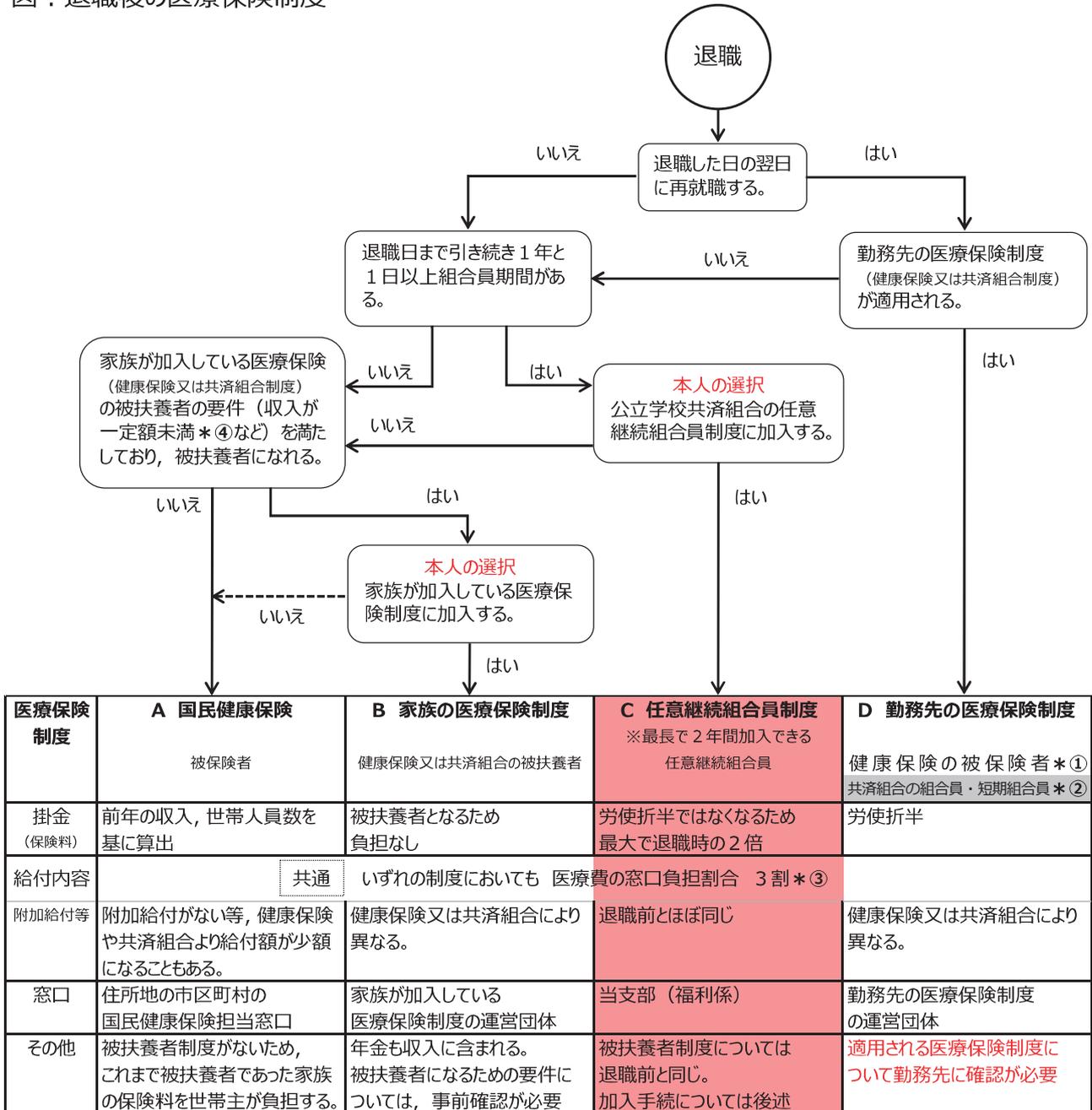
退職後の医療保険制度

I 医療保険制度

国民すべてが医療保険制度に加入しているわが国では、本人及び配偶者等の家族は、退職後もいずれかの医療保険制度に加入することになります。

加入する医療保険制度は、再就職の有無や勤務形態によって異なります。再就職し、勤務先の医療保険制度が適用される場合(下図D)を除き、それぞれの要件を満たしている場合には、下図A～Cの3つの選択肢が考えられます。下の図を参考にして、加入手続を行ってください。

図：退職後の医療保険制度



*①の例 代表的なもの全国健康保険協会(通称「協会けんぽ」)の被保険者

*②の例 国・地方公共団体に属する事業所に勤務する方は、職域の各共済組合の組合員又は短期組合員です。

公立学校等に勤務するフルタイム再任用職員・任期付職員や臨時的任用職員(任用期間2か月超)又は一定の要件を満たす再任用短時間職員・任期付短時間職員・会計年度任用職員は公立学校共済組合の組合員又は短期組合員です。

(注) 退職後、1日ないし数日の間を空けて任用される場合においては、事実上の任用関係が中断なく存続すると任命権者が判断する場合は、退職前の組合員資格が引き続くものとして取り扱います。

・ 私立の学校法人等に勤務する教職員は日本私立学校振興・共済事業団の加入者

*③ 未就学児は2割, 70歳以上は原則2割(一定以上所得者は3割)

*④ 年間収入が, 60歳以上の公的年金受給者は180万円未満, それ以外の人は130万円未満

退職時の組合員証や被扶養者証等の手続は、次のとおりです。

～再就職しない方～

退職した日の翌日に再就職しない方（前ページ図のA・B・Cに該当する方）は定年退職時の所属所に組合員証等（被扶養者証等含む。）を返納してください。組合員証等の返納は、所属所を通じて行いますので、当支部へ直接返納したり、破棄したりしないようお願いします。

また、退職後は現職時の組合員証等は使用できません。万一、組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、公立学校共済組合が負担した医療費を返納していただくことになりますので、注意してください。

～民間会社や私立学校に再就職する方～

退職した日の翌日に再就職する方で民間会社（前ページ図のD①）や私立学校（前ページ図D②のうち日本私立学校振興・共済事業団）へ再就職する方は、上記「～再就職しない方～」と同様に定年退職時の所属所に組合員証等（被扶養者証等含む。）を返納してください。

～本県の公立学校等に再就職する方～

県費支弁組合員の方

県費支弁組合員の方で引き続き本県の公立学校等でフルタイム再任用として勤務する方は引き続き一般組合員となりますので、退職前の組合員証を引き続き使用します（手続不要）。

また、引き続き本県の公立学校等で非常勤職員（会計年度任用職員・再任用短時間職員・任期付短時間職員等）や臨時的任用職員として勤務する方のうち、任用期間が2か月を超え、社会保険の加入要件を満たす方は、原則、公立学校共済組合の短期組合員となります。

この場合、組合員証等に記載されている組合員番号が変更になりますので、退職前の組合員証等を新所属へ提出し、新所属から短期組合員の資格取得手続を行ってください（他県の公立学校等で勤務する場合は、当支部へ連絡してください。）。

市町村費支弁組合員の方（組合員証の番号が9で始まる方）

基本的には県費支弁組合員と同じ手続ですが、市町村において再就職を希望される方は、市町村によって任用形態や医療保険制度の適用が異なるので、再就職先の市町村へ雇用条件を確認した上で手続を行ってください。

なお、市町村によっては、定年退職に先立ち、3月31日付けで教育委員会から市町村長部局への出向が発令される場合がありますので、発令の有無について、事前に教育委員会の担当者へ確認をお願いします（該当する場合は当支部へ連絡してください。）。

！！注意事項！！

非常勤職員や臨時的任用職員は、任用形態（任用期間・賃金・所定労働時間の状況等）によっては社会保険（医療保険制度）の適用要件を満たさない場合もあります。

また、市町村教育委員会で採用される非常勤職員等の方は、学校で勤務していても公立学校共済組合ではなく市町村職員共済組合への加入となる場合もあります。

引き続き本県の公立学校等で勤務する非常勤職員や臨時的任用職員の方で、自身の加入する社会保険（医療保険制度）の適用が不明な場合は、任命権者に確認を行った上で組合員証等の手続を行ってください。

● 共済組合では、個別の任用形態や社会保険（医療保険制度の適用）の状況は分かりませんので不明な場合は、任命権者に確認してください。（勤務先で医療保険制度の適用がある場合は任意継続組合員制度の加入はできません。）

Ⅱ 任意継続組合員制度

組合員期間*¹が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を最長2年間受けることができる医療保険制度*²です。申出により途中で脱退することもできます。再就職して勤務先の医療保険制度が適用される場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

- *1 他の公務員共済組合の組合員期間は含めますが、前に加入していた任意継続組合員期間は除きます。
 *2 在職中とは異なり、任意継続組合員制度は、医療保険制度のみが継続です。年金については、20歳以上60歳未満の方（被扶養配偶者を含む。）は、国民年金へ加入する必要がありますので、住所地の市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください（8ページ参照）。

図：任意継続組合員制度の加入事例

事例① 定年退職後、再就職しない場合

採用	定年退職		
	R5.3.31	R5.4.1	R7.3.31
組合員期間 (1年と1日以上)		任意継続組合員制度 (2年)	

事例② 定年退職後、引き続きフルタイム再任用職員として1年間勤務した場合

採用	定年退職	再任用フル	退職	
	R5.3.31	R5.4.1	R6.3.31	R6.4.1
組合員期間 (1年と1日以上)			任意継続組合員制度 (2年)	
				R8.3.31

事例③ 定年退職後、再就職せずに任意継続組合員制度に加入し、1年後にフルタイム再任用職員、臨時的任用職員又は非常勤職員として採用され組合員又は短期組合員となり、1年間だけ勤務した場合

採用	定年退職		採用	退職	
	R5.3.31	R5.4.1	R6.3.31	R6.4.1	R7.3.31
組合員期間 A (1年と1日以上)		任意継続組合員制度 (1年)		組合員期間 B (1年)	
				R7.4.1	

組合員期間 Bが
加入要件に1日不足
 ↓
 任意継続組合員制度
には加入できない

受給できる短期給付

休業時の給付を除いて、退職前とほぼ同様に短期給付を受けることができます。

※ 給付の種類は31ページの表で確認してください。

利用できる福祉事業

- ・ 特定健康診査・特定保健指導

本人及び被扶養者に対して、特定健康診査の受診券を7月上旬に自宅へ送付します。

- ・ 山の家・海の家利用補助
- ・ ホテルウェルビューかごしま利用補助（結婚、会食、宿泊、慶事・法事）
- ・ 共済組合が運営する全国の宿泊施設の組合員料金での利用

宿泊施設の窓口で任意継続組合員証又は宿泊施設特別利用者証を提示すると、在職中と同様に組合員料金で利用できます（利用者証は任意継続組合員制度に加入しなくても利用可）。

（注）人間ドックの健診費用等の補助は利用できません。

※ 詳細は当支部ホームページ ⇒ 「任意継続組合員が利用できる福祉事業」 から確認してください。

1 掛金額

任意継続組合員は、短期給付（医療保険）に要する費用として短期掛金を、また介護保険に要する費用として介護掛金を払い込む必要があります。在職中の組合員とは異なり、雇用主負担が無くなることから全額自己負担となるため、掛金額は最大で退職時の2倍になります。介護掛金は、国内に住所を有する40歳以上65歳未満の方のみ必要です。

額の算出方法は、次の計算式のとおりです。

(掛金額の計算式)

短期掛金（月額）＝ 退職時の標準報酬月額（上限あり）× 短期掛金率

介護掛金（月額）＝ 退職時の標準報酬月額（上限あり）× 介護掛金率

上記の計算式において、退職時の標準報酬月額の上限額及び各掛金率は年度ごとに決定します。令和5年度の上限額及び掛金率は決定次第、お知らせします（令和5年2月上旬）。

昨年度の定年退職者の例

・退職時の標準報酬月額 500,000円 → 令和4年度の上限額 410,000円 で計算

・令和4年度の掛金率 短期：1,000分の84.20（10月以降は93.20）

介護：1,000分の17.64

・令和4年度の掛金額

月額	9月まで	41,754円	(年額 523,188円)	※前納による割引がない場合
	10月まで	45,444円		

短期：9月まで 34,522円（410,000円 × 84.20/1,000、1円未満の端数は切捨て）

：10月以降 38,212円（410,000円 × 93.20/1,000、1円未満の端数は切捨て）

介護： 7,232円（410,000円 × 17.64/1,000、1円未満の端数は切捨て）

前納（後述）した場合は、上記の年額から最大で約1万円の割引が適用される。

加入時に納入すべき1年目（令和5年度）の掛金額は、加入書類提出後にお知らせします。また、2年目（令和6年度）の掛金額は、令和6年2月下旬にお知らせします。

納入した任意継続掛金は、年末調整や確定申告時に「社会保険料控除」として所得控除の対象となりますので、11月上旬（月払いの方は1月上旬）に納入金額の証明書を送付します。

市区町村の国民健康保険料（税）との比較

市区町村の国民健康保険料（税）は、前年の収入（所得）、世帯人員数を基に算出するので、退職直後の1年目は、共済組合の任意継続掛金額の方が安い傾向にあります。

2年目の任意継続掛金額は、年度ごとの掛金率に変更はあるものの、前年から極端な変動はありません。一方、国民健康保険料（税）は、前年の収入が少ない場合、任意継続より保険料が安くなる傾向にあるため、1年で任意継続組合員制度を脱退して、国民健康保険へ加入する方もいます。国民健康保険料（税）の試算は、住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

2 掛金の払込方法等

払込方法は、①年一括払い、②半期払い（4月～9月・10月～翌年3月の2回払い）、③月払い（前月払い）のいずれかを選択できます。

①・②については、前納による掛金額の割引制度があり、途中で脱退した場合は、未経過月分の掛金は還付します。③月払いを選択した場合、毎月、所定の期日までに納入されないときは脱退となることから（実際に失念により脱退となる方がいます。）、加入者の多くが割引制度もある①年一括払いを選択しています。

納入方法は、振込又は口座振替（引落）のいずれかを選択できます。口座振替はゆうちょ銀行に口座を開設している方のみが選択できますが、申出の時期によっては、振込をお願いすることがあります。

※ 振込を選択した場合、振込先金融機関はゆうちょ銀行です。指定の振込用紙はありませんので、ATMを御利用になるか、金融機関窓口で備付けの振込用紙を御利用ください（振込手数料は本人負担）。

3 加入手続

(1) 手続書類

加入を希望する組合員は、次に掲げる書類を記入の上、退職（予定）時の所属所長の記載事項証明を受けて共済組合へ提出してください。

ア 任意継続組合員申出書（32 ページ掲載の様式をコピーして使用してください。）

イ ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」（緑色の複写式用紙、アの申出書において掛金の納入方法として口座振替を選択した方のみ同時に提出してください。）

被扶養者については、在職中に被扶養者として認定されている方に限り、アの申出書に記入することで、任意継続組合員制度においても継続認定されます。この場合、加入手続時には被扶養者の資格確認は行いませんので、組合員において、被扶養者が認定要件を満たしていることを確認してください。8月に被扶養者の資格確認（検認）を行います。

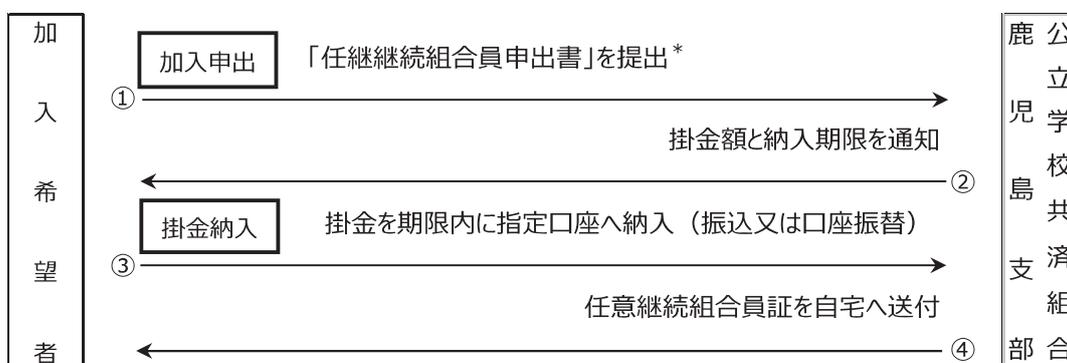
※ 33・34ページの記入例を参考にして記入してください。

※ アの申出書は鹿児島支部のホームページにも掲載します。また、イの複写式用紙については、所属所へ2月上旬に送付します（ゆうちょ銀行の窓口でも取得できます。）。

(2) 手続の流れ

加入申出から任意継続組合員証の交付までの流れは、次の図のとおりです。

図：任意継続組合員制度への加入手続の流れ図



*退職（予定）時の所属所長の記載事項証明を受けて提出する。
また、申出書で掛金の口座振替を選択した場合は、同時に「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行の緑色複写式用紙）も提出する。

(3) 手続の期限

退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金の納入をする必要があります。したがって、年度末日退職の場合は、4月19日までに上記流れ図の①から③までを終える必要があります。ただし、年度末退職予定者については、次の表のスケジュールにより、退職前から加入申出の事前受付を行います。

表：令和4年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

掛金の納入方法		①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④組合員証の送付（予定）
振込	第1回	2月20日（月）	2月末	3月 1日（水）～17日（金）	4月 3日（月）
	第2回	3月 3日（金）	3月中旬	3月18日（土）～31日（金）	4月10日（月）
	第3回	3月23日（木）	3月末	4月 1日（土）～ 9日（日）	4月17日（月）
掛金の納入方法		①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の口座振替日	④組合員証の送付（予定）
口座振替	第1回	2月14日（火）	2月末	3月13日（月）	4月 3日（月）
	第2回	2月21日（火）	3月中旬	3月20日（月）	4月10日（月）
	第3回	3月 6日（月）	3月下旬	4月 3日（月）	4月17日（月）

※ いずれのスケジュールにおいても加入日は4月1日です。

上の表の受付スケジュールにおいて、①申出書提出の最終期限である3月23日（木）（第3回受付）後も4月19日（水）までは加入手続は可能ですが、この場合、手続期間が短くなることから、申出書提出前に、共済組合へ連絡してください（掛金の納入方法は振込のみです）。

事前受付の開始については、2月上旬に各所属所へお知らせします。

再就職を希望されている方の留意事項

再就職先の医療保険制度が適用される場合（22ページの図中Dに該当する場合）は、任意継続組合員制度の加入手続は必要ありません。

再就職を希望されている方は、内示などで、採用無し、又は採用はあったが医療保険制度の適用がないことが明らかになった時点で、任意継続組合員制度の加入手続をしてください。

なお、加入手続をした後に、新たな再就職先が決まるなどして再就職先で医療保険制度が適用されることとなった場合は、速やかに加入手続の取下げを共済組合へ連絡してください。掛金を納入済みのときは掛金の返金が、さらに任意継続組合員証を受領済みのときは証の返納が必要になります。掛金の返金については、年度末・年度始めは事務処理がふくそうすることから、期間を要しますので御了承ください。

特に、定年退職後、多くの方が引き続き4月1日からフルタイム再任用職員として公立学校等に勤務されますが、誤って任意継続組合員制度に加入する方がいらっしゃいますので、注意してください。

フルタイム再任用職員



組合員

組合員証	退職前のものを引き続き使用
掛 金	労使折半で給与から天引き

任意継続組合員

組合員証	・退職前のものは退職時に所属所へ返納 ・退職後は共済組合から新たに交付された任意継続組合員証を使用
掛 金	全額自己負担（最大で退職時の2倍）で、自身で共済組合へ払込み



両者とも公立学校共済組合の医療保険制度の適用を受けますが、使用する組合員証の種類や、掛金の自己負担額は大きく異なります。

(4) 書類提出及び連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部 福利係（任継担当）

電話：099-286-5217 FAX：099-286-5663

4 資格の喪失

任意継続組合員又は被扶養者が次の事由に該当したときは、その資格を喪失しますので、速やかに共済組合へ連絡してください。

(1) 任意継続組合員の資格喪失事由

任意継続組合員が次のいずれかに該当したときは、その翌日（イに該当するときはその日）から資格を喪失します。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき

イ 再就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき

ウ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨の申出をし、それが受理された日の属する月の末日が到来したとき

エ 死亡したとき

オ 掛金を期日までに払い込まなかったとき

※ 年度途中の資格喪失に伴う未経過月分の掛金は、還付します。

なお、還付を受ける権利は時効により2年で消滅します。

※ 資格喪失後4か月間は、短期給付金の受取口座は解約しないでください。

(2) 被扶養者の資格喪失事由

被扶養者が次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失します。

ア 就職又は雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき。

（注）収入金額にかかわらず取消しになります。

イ 収入が年額130万円（障害を事由とする公的年金等受給者及び60歳以上の公的年金等受給者にあつては180万円）（以下「認定限度額」という。）以上あるとき

(ア) パート・アルバイト等の3か月を超える雇用で次のいずれかに該当するときは、認定限度額以上とならなくても取消しになります。

・ 雇用契約で、明らかに月額108,334円（公的年金等受給者にあつては15万円。以下同じ。）以上の収入が見込まれるとき

・ 月額が不定で、108,334円以上の収入のある月が3か月連続したとき

(イ) 公的年金等受給者の収入には、年金収入のほか、その他の収入も含まれます。

（注）年金収入には、農業者年金、企業年金、個人年金等を含みます。

(ウ) 年金等の受給者で、年金額の増額改定により認定限度額以上になったときは、改定通知書等を受領した日から取消しになります。

(エ) 事業所得者、不動産所得者、農業所得者等で、年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額が認定限度額以上となったときは、確定申告を行った日（税務署受付日又は確定申告書の郵送日）から取消しになります。

（注）共済組合が認める必要経費は、所得税法上の取扱いとは異なりますので、詳細は共済組合へ問い合わせてください。

- ウ 雇用保険の失業等給付を受給しているとき（日額3,612円以上受給している期間）
- エ 結婚、離婚又は死亡したとき
- オ 同居を要件とする者（配偶者の父母、伯（叔）父母等）が組合員と別居したとき
- カ 任意継続組合員が主たる生計維持者ではなくなったとき（被扶養者について任意継続組合員以外の者が国や地方公共団体から扶養手当等を受給するようになったとき、別居の被扶養者に対して生計費を送金等しなくなったときなど）
- キ 国内に住所を有しなくなったとき（日本国内に生活の基礎があると認められる場合は除く。）
- ク 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となったとき

※ 被扶養者の資格確認(検認)を8月に実施します。遡って被扶養者認定を取り消すことがないように、日頃から被扶養者の収入状況等について確認をお願いします。

◎よくある質問

Q 1	配偶者が公立学校共済組合の現職組合員です。わたしは定年退職後、配偶者の被扶養者として認定を受けるのと任意継続組合員制度へ加入するのとではどちらがよいでしょうか。
A 1	任意継続組合員制度へ加入する場合は、任意継続掛金の払込が必要ですが、被扶養者として認定を受ける場合は、掛金の負担はありません（配偶者である組合員の掛金に上乘せされることはありません。）。 また、現職組合員の被扶養者となった場合、任意継続組合員には適用されない人間ドックの健診費用等の補助を申し込むこともできます（申込者多数の場合は抽選により決定します。）。 被扶養者として認定を受ける場合は、配偶者の所属所を通して認定の手続を行ってください。
Q 2	前納による割引があるので任意継続掛金を年一括払いで払い込みたいと思いますが、年度途中で国民健康保険への加入や家族が加入する医療保険制度の被扶養者として認定を受けたことにより任意継続組合員制度を脱退する場合、掛金は還付されますか。
A 2	未経過月分の掛金が還付されます。 国民健康保険へ加入する場合や家族が加入する医療保険制度の被扶養者として認定を受ける場合、共済組合へその旨の申出をし、それが受理された月の翌月初日から資格を喪失することになりますので、喪失月以降の掛金が還付されます。 手続に必要な書類を送付しますので、公立学校共済組合鹿児島支部まで連絡してください。

Ⅲ 共済組合から受けられる短期給付

1 病院で診療を受けたときの給付

病気やけがにより、組合員証等を提示して医療機関で診療を受けると医療費の自己負担割合は3割で済みます。

また、この3割相当額が一定額以上になると高額療養費や一部負担金払戻金、家族療養費附加金が共済組合から自動給付され、最終的に組合員の自己負担額は、基本的には約25,000円で済むこととなります。

《例》 任意継続組合員（一般的な所得の方）の場合

【入院に係る総医療費が40万円かかったとき（※保険外診療、入院中の食事代、差額ベッド代を除く。）】			
医療費総額 400,000円			
← 共済組合負担（7割） →		← 自己負担額 120,000円（3割） →	
療養の給付 280,000円	① 高額療養費 38,570円	② 一部負担金払戻金 56,400円	最終 自己負担額 25,030円

(1) 高額療養費

自己負担額（3割）が「高額療養費の自己負担限度額」を超えた分について、共済組合から自動給付されます。

$$120,000 \text{円} - 81,430 \text{円} = 38,570 \text{円}$$

自己負担額 ①高額療養費

自己負担額は12万円でしたが、そのうち94,970円（①+②）が共済組合から後日、給付されます。最終的な自己負担額は25,030円で済みます。

○「高額療養費の自己負担限度額」

掛金の基礎額が、28万円～50万円の場合は、右の表1の適用区分の計算式により算定します。

$$80,100 \text{円} + (400,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$$

医療費総額

※自己負担限度額の計算式は、組合員の所得区分や療養者の年齢によって異なります。

※1か月（1日から末日）単位で医療機関ごと（入院と外来は別）に計算します。また、受診した医療機関の処方せんにより外部の薬局で薬を購入した場合は、医療機関と薬局の自己負担額を合算して計算します（一部負担金払戻金も同じ）。

※異なる医療機関や世帯内での合算措置や、直近12か月間に既に3回高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは多数回該当になる軽減措置もあります。

表1: 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額

適用区分	所得区分 (掛金の基礎額)	高額療養費の自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【多数回該当の場合 140,100円】
イ	53万円～79万円	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【多数回該当の場合 93,000円】
ウ	28万円～50万円	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】
エ	26万円以下	57,600円 【多数回該当の場合 44,400円】
オ	低所得者 (住民税非課税等)	35,400円 【多数回該当の場合 24,600円】

※ 下線部分は1円未満四捨五入

「限度額適用認定証」で窓口支払額を軽減することができます。

事前に、入院や外来で高額な医療費がかかることが分かっている場合、共済組合に申請※し、「限度額適用認定証」の交付を受け、組合員証とともに医療機関の窓口で提示することで、窓口支払額が「高額療養費の自己負担限度額」で済みます（例では窓口支払額が12万円から81,430円へ軽減されます。）。

※ 申請書は、公立学校共済組合鹿児島支部のホームページからダウンロードできます。

【交付を希望する場合の問合せ先】 年金給付係 直通電話番号 099-286-5220

(2) 一部負担金払戻金（被扶養者の場合は家族療養費附加金）

自己負担額（3割）から（1）で計算した高額療養費を引いた額のうち「一部負担金払戻金の基礎控除額」を超えた分（100円未満の端数切捨て）について、共済組合から自動給付されます。

$$120,000 \text{円} - 38,570 \text{円} - 25,000 \text{円} = 56,430 \text{円} (100 \text{円未満は切捨て)} \rightarrow 56,400 \text{円}$$

自己負担額 ①高額療養費 ②一部負担金払戻金

○「一部負担金払戻金の基礎控除額」

掛金の基礎額が、28万円～50万円の場合は、次のページの表2により25,000円です（適用区分ウ）。

※基礎控除額は、組合員の所得区分や高額療養費の合算措置によって異なります。

(3) 入院中の食事代等に対する給付

入院中の食事代の自己負担額は、1食につき460円となります。

実際の入院中の食事に係る費用は1食640円となっていますので、自己負担額を超える分は「入院時食事療養費」として共済組合が医療機関へ支払います。

また、入院の際に個室などを希望した場合に請求される差額ベッド代は、全額自己負担です。

表2:一部負担金払戻金の基礎控除額

適用区分	所得区分 (掛金の基礎額)	一部負担金払戻金(※) の基礎控除額
ア イ	53万円以上	5万円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は10万円)
ウ エ オ	50万円以下	2万5千円 (世帯の医療費を合算して高額療養費を支給する場合は5万円)

※ 被扶養者の場合は家族療養費附加金

2 短期給付の種類

区分	法律で定められた給付 (法定給付)	共済組合独自の給付 (附加給付)	対象	給付の事由	
保 健	療養の給付	一部負担金払戻金	本人	病気, けが	
	家族療養の給付	家族療養費附加金	家族		
	保険外併用療養費	一部負担金払戻金	本人	病気, けが	
		家族療養費附加金	家族		
	入院時食事療養費	—	本人	入院	
	入院時生活療養費		家族		
	訪問看護療養費	一部負担金払戻金	本人	病気, けが	
	家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費附加金	家族		
	高額療養費	一部負担金払戻金	本人	病気, けが	
		家族療養費附加金	家族		
	給	療養費	一部負担金払戻金	本人	病気, けが
		家族療養費	家族療養費附加金	家族	
付	移送費	—	本人	病気, けがによる移送	
	家族移送費	—	家族		
	出産費	出産費附加金	本人	出産	
	家族出産費	家族出産費附加金	家族		
	埋葬料	埋葬料附加金	本人	死亡	
	家族埋葬料	家族埋葬料附加金	家族		
	高額介護合算療養費	—	本人 家族	病気, けが, 介護	
	休業	傷病手当金	—	本人	病気, けがにより就労不可
	災害給付	弔慰金	—	本人	非常災害による死亡
		家族弔慰金	—	家族	
災害見舞金		—	本人	非常災害	

- (注) 1 療養の給付 は自動給付（組合員からの請求は不要）です。それ以外は組合員からの請求により給付します。
 なお、特定疾病に係る高額療養費（医療機関が処方せんを交付した翌月に調剤薬局で薬を購入した場合）及び公費負担による養育医療等を受けて自己負担額が生じたときの家族療養費附加金は、組合員からの請求により給付します。
 2 埋葬料は、組合員が資格喪失後、3か月以内に死亡した場合であっても支給されます（埋葬料附加金は支給されません。）。ただし、資格喪失後、死亡するまでの間に他の共済組合又は健康保険等に加入したときは、これらの保険者から給付が行われるため、共済組合からは支給されません。
 3 傷病手当金は、1年以上組合員であった者が退職した際に支給要件を満たしている場合に支給されます。

短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日の翌日から2年間請求しないときは、時効により消滅しますので、請求は速やかに行ってください。また、各種請求書は公立学校共済組合鹿児島支部のホームページからダウンロードできます。

樣 式・資 料

任意継続組合員申出書 (令和4年度末退職者用)

組合員証番号 (6桁)				所属所コード (6桁)			

1 任意継続掛金の納入方法(希望するものに○をつけてください。)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">希望</th> <th>払込方法</th> </tr> <tr> <td>(1) 振込</td> <td>年一括払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半期払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月払い</td> </tr> </table>	希望	払込方法	(1) 振込	年一括払い		半期払い		月払い	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">希望</th> <th>払込方法</th> </tr> <tr> <td>(2) 口座振替</td> <td>年一括払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半期払い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月払い</td> </tr> </table>	希望	払込方法	(2) 口座振替	年一括払い		半期払い		月払い
希望	払込方法																
(1) 振込	年一括払い																
	半期払い																
	月払い																
希望	払込方法																
(2) 口座振替	年一括払い																
	半期払い																
	月払い																

2 任意継続掛金払込時期(希望するものに○をつけてください。)

<p>(1) 振込を選択した方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">希望</th> <th>振込期間</th> <th>この申出書の提出期限</th> </tr> <tr> <td></td> <td>3/1(水)～3/17(金)</td> <td>2/20(月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/18(土)～3/31(金)</td> <td>3/3(金)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4/1(土)～4/9(日)</td> <td>3/23(木)</td> </tr> </table>	希望	振込期間	この申出書の提出期限		3/1(水)～3/17(金)	2/20(月)		3/18(土)～3/31(金)	3/3(金)		4/1(土)～4/9(日)	3/23(木)	<p>(2) 口座振替を選択した方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">希望</th> <th>口座振替日</th> <th>この申出書及び自動払込利用申込書の提出期限</th> </tr> <tr> <td></td> <td>3/13(月)</td> <td>2/14(火)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/20(月)</td> <td>2/21(火)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4/3(月)</td> <td>3/6(月)</td> </tr> </table>	希望	口座振替日	この申出書及び自動払込利用申込書の提出期限		3/13(月)	2/14(火)		3/20(月)	2/21(火)		4/3(月)	3/6(月)
希望	振込期間	この申出書の提出期限																							
	3/1(水)～3/17(金)	2/20(月)																							
	3/18(土)～3/31(金)	3/3(金)																							
	4/1(土)～4/9(日)	3/23(木)																							
希望	口座振替日	この申出書及び自動払込利用申込書の提出期限																							
	3/13(月)	2/14(火)																							
	3/20(月)	2/21(火)																							
	4/3(月)	3/6(月)																							

※当支部がこの申出書を受領後、掛金額及び(振込を選択した方は)振込先を通知します。

3 振替口座名義人等(口座振替を選択した方のみ記入) ※ゆうちょ銀行の組合員本人名義の口座のみ指定可

(フリガナ)							
おなまえ							
記号番号	記号(6桁目は※欄に記入)	番号(右詰めで記入)					
	1			0	*		

4 退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者(任意継続組合員制度においても継続認定を希望する場合には継続認定欄に○を、希望しない場合には×を記入してください。)

継続認定	被扶養者氏名	続柄	生年月日	退職後の住所 (継続認定希望で、別居かつ住所の変更がある場合)
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

申 出 者	所属所名					
	氏名	(カナ)	生年月日(年齢は退職時の満年齢)			性別
		(漢字等)	昭和 平成	年 月 日	(歳)	男・女
	現住所	(〒 -) 方書まで記入してください。				Tel () -
	退職後の住所	(〒 -) 方書まで記入してください。				国外居住の場合は国名
組合員資格取得年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	退職年月日	令和	年 月 日	
				退職時の標準報酬月額	円	

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

職名
所属所長
氏名



＜記入例＞

任意継続組合員申出書
(令和4年度末退職者用)

組合員証番号(6桁)						所属所コード(6桁)					
3	4	5	6	7	8	5	4	3	2	1	0

1 任意継続掛金の納入方法(希望するものに○をつけてください。)

(1) 振込	希望	払込方法	(2) 口座振替	希望	払込方法
	<input type="checkbox"/>	年一括払い	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年一括払い
	<input type="checkbox"/>	半期払い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	半期払い
	<input type="checkbox"/>	月払い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月払い

2 任意継続掛金払込時期(希望するものに○をつけてください。)

(1) 振込を選択した方

希望	振込期間	この申出書の提出期限
<input type="checkbox"/>	3/1(水)～3/18(金)	2/20(月)
<input type="checkbox"/>	3/18(土)～3/31(金)	3/3(金)
<input checked="" type="checkbox"/>	4/1(土)～4/9(日)	3/23(木)

(2) 口座振替を選択した方

希望	口座振替日	この申出書及び自動払込利用申出書の提出期限
<input type="checkbox"/>	3/13(月)	2/14(火)
<input checked="" type="checkbox"/>	3/20(月)	2/21(火)
<input type="checkbox"/>	4/3(月)	3/6(月)

※当支部がこの申出書を受領後、掛金額及び(振込を選択した方は)振込先を通知します。

3 振替口座名義人等(口座振替を選択した方のみ記入) ※ゆうちょ銀行の組合員本人名義の口座のみ指定可

フリガナ	コウリツ タロウ											
おなまえ	公立 太郎											
記号番号	記号(6桁目は※欄に記入)					番号(右詰めで記入)						
	1	9	8	7	0	0	1	2	3	4	5	6

※口座振替を選択した方のみ、同時に提出するゆうちょ銀行の「自動払利用申込書」(緑色複写式用紙)に記入した内容を転記してください。

4 退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者(任意継続組合員制度においても継続認定を希望する場合には継続認定欄に○を、希望しない場合には×を記入してください。)

継続認定	被扶養者氏名	続柄	生年月日	退職後の住所 (継続認定希望で、別居かつ住所の変更がある場合)
○	(カナ) コウリツ ハナコ (漢字等) 公立 花子	妻	昭和 平成 令和 38年10月3日	
×	(カナ) コウリツ イチロウ (漢字等) 公立 一郎	長男	昭和 平成 令和 10年10月4日	
○	(カナ) コウリツ ジロウ (漢字等) 公立 次郎	二男	昭和 平成 令和 12年11月5日	熊本市中央区水前寺6
	(カナ) (漢字等)		年 月 日	

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。
令和 5 年 2 月 13 日
公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

所属所名	鹿児島市立共済小学校					Tel (099) 286 - 5206
氏名	(カナ) コウリツ タロウ	生年月日(年齢は退職時の満年齢)		性別		
	(漢字等) 公立 太郎	昭和 平成 37年4月20日(60歳)	男・女			
現住所	(〒 890 - 0064) 方書まで記入してください。				※電話番号は、確実に連絡を受けることのできる番号を記入してください。	
	鹿児島市鴨池新町10-1 桜島マンション502				Tel (090) 1234 - 5678	
退職後の住所	(〒 -) 方書まで記入してください。				国外居住の場合は国名	
	同上				※給与支給明細等で確認してください。提出時点の月額で結構です。	
組合員資格取得年月日	昭和 平成 60年4月1日	退職年月日	令和 5年3月31日	退職時の標準報酬月額	500,000 円	

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和 5 年 2 月 13 日
所属所長 職名 鹿児島市立共済小学校
氏名 校長 鹿児島 学
鹿児島市立共済小学校 印

自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。

※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。

※お申し込みの通帳を併せてご提出ください。 ←不要です。

私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。

なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。



お申込人 (口座名義人)	おところ	郵便番号 (890 - 0064)				郵便局に届け出ている住所を記入							
	おなまえ	フリガナ コウリツ タロウ				組合員本人							
	日中ご連絡先 電話番号	<input checked="" type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅				090 - 1234 - 5678							
記号番号	1	9	8	7	0	0	1	2	3	4	5	6	7
加入者名	公立学校共済組合鹿児島支部												
口座番号	17800-21428311												
払込開始月	記入しない				払込日	毎月				記入しない			
払込金の種別	<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34									
	<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公費等料金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35									
	<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 税金控除 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 法定控除 0									
	<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33										

この申込書は、ゆうちょ銀行の窓口でも取得できます。3枚複写のものと2枚複写ものがあり、いずれの用紙も利用可能です。

【記入上の注意】

- 「おところ」…郵便局に届け出ている住所（不明であれば郵便局に確認する。）を記入すること。
- 「記号番号」…通帳に記載されている記号と番号を右詰めで記入する。番号が8桁未満の場合は、空欄を「0」で埋めること。
- 「お届け印」…ゆうちょ銀行通帳印を押印すること。3枚複写の用紙の場合は2枚目にも同様に押印すること。

- ※ 記入漏れ、記入誤り、押印漏れ（2枚複写の用紙は1箇所、3枚複写の用紙の場合は2箇所）等がないことを確認して、「任意継続組合員申出書」と併せて当支部へ提出してください。
- ※ 印鑑相違、記入漏れなどにより再提出に時間を要することとなった場合、希望日に自動振替できないこともありますので御注意ください。
- ※ 2枚目（3枚複写の用紙の場合は3枚目）は「お客様控え」ですので、切り離してお手元に保管してください。

<記入例> 口座振替を選択した方は提出（ゆうちょ銀行のみ）

退職届書記入要領

この退職届書には、あなたが公立学校共済組合にお届けの氏名・住所・生年月日・所属機関名・職名などをあらかじめプリントしておいておりますので、ご確認ください。
なお、氏名または住所に変更がある場合は、訂正欄に新しい氏名または住所を記入してください。(その他の項目に誤りがある場合は二重線で訂正してください。)

氏名に変更がある場合は、「氏名訂正欄」
に氏名を記入してください。

組合員であった際に通称等により氏名が変わった方は記入してください。

退職年月日を記入してください。
なお、印字されている場合は記入不要です。

退職後の住所と印字されている住所が異なる場合は、「住所等訂
正欄」に郵便番号・住所・電話番号(携帯電話も可)を記入してくださ
い。

なお、「電話番号」は住所に変更がない場合でも記入してください。
(印字されている電話番号と同じ場合は不要です。)
「大字」「小字」「字」のフリガナはつけなくてもいいです。
また、「丁目」「番地」「号」「棟」のフリガナは「-」を記入してく
ださい。

「退職者の配偶者」欄は、将来の年金請求等の通計を行うため
に必要な情報となりますので、おれなく記入してください。
なお、あなたの配偶者が扶養者として届出がある場合は、
あらかじめ内容がプリントしてありますので記入不要です。

1. 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
 2. 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に
記入のうえ、「配偶者を扶養して 있습니까」欄の該当するも
のに○をしてください。
- ※ 「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当期にあなた
の扶養者(扶養手当の支給の対象となっている者等)とな
っていることをいいます。

※ 記入要領に従い、順番ではまきりて記入してください。

届出者番号		退職届書 (所属機関単位)										
5	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
公立学校共済組合(所属機関)		退職年月日 XX 年 XX 月 日										
氏名		姓 氏名										
住所		〒 東京都 千代田区 神田駿河台 2-9-5										
電話番号		TEL 03-5259-1122										
郵便番号		〒 100-9500										
所属機関		青空小学校										
職名		児童										
退職理由		有・他										

「扶養者番号」欄に印字されていない場合は、通称に選
択したことがあり、年金請求番号、通称保持者番号
または通年等持継者番号もお持ちの方は、その番号を記
入してください。

退職日は降の生年月日を記入してください。

当該退職者が受ける年金請求書の届出は、氏名等の個人情報は、係
員に関する機密資料、資料書の取扱い等は当該引継ぎのために取得する
ことがあります。
- 当該引継ぎが適用される場合は当該引継ぎの他の引継ぎ事項のご案内
- 「公立学校共済組合員」からのご引継ぎについては、「公立学校共済組合員」として引継ぎされた方に
限ります。
※ 「公立学校共済組合員」の方は、当該引継ぎの年金請求書の届出は、
当該引継ぎは引継ぎの際について当該引継ぎの引継ぎのために、引継ぎの
ための住所・氏名等「公立学校共済組合員」に準拠していただきます。

退職届書の訂正欄には、事実と異なる記入は認められません。		
年月	XX 年	XX 月
届出者	青空小学校 校長	
所属機関	東京都 神田区	

届出者	配偶者	扶養者		扶養者		扶養者		扶養者	
		姓	氏名	姓	氏名	姓	氏名	姓	氏名
届出者	配偶者								
扶養者	扶養者								
扶養者	扶養者								
扶養者	扶養者								
扶養者	扶養者								
扶養者	扶養者								

2 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、お客様の生年月日の方が「支給開始年齢」に達し、「支給資格期間」を満たすときに、支給されます。

- 支給開始年齢^{※1}

生 年 月 日	支給開始年齢 ^{※1}
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	60歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	60歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	60歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	60歳
昭和36年4月2日から	65歳

※1 昭和45年4月1日以前に生まれた女性の厚生年金受給資格者(一般)であった期間(退職台帳等で勤務をした期間)に係る老齢厚生年金の支給開始年齢は異なります。
 ※2 厚生年金受給資格者であった期間(一般・基本給・専任給・専任給)が1年未満の場合は、生年月日にかかわらず65歳から支給されます。

- 受給資格期間

厚生年金保険納付期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間、合算対象期間(国外に居住していた期間等)を合算した期間をいいます。老齢厚生年金を受給するためには、受給資格期間が10年以上あることが必要です。

3 年金払い退職給付

年金払い退職給付は、平成27年10月以後の組合員期間を有し、かつ1年以上の引き続き組合員期間を有した方が退職したときに、原則として65歳から支給されます。

平成27年9月以前の組合員期間を有する方には、経過措置として、共済年金の増減年金部分の額に相当する額(経過的増減互換額)が支給されます。

これらの給付についても、公立学校共済組合から支給されます。

4 登録後の手続き等

- 登録が完了した後に、「年金特種者登録通知書」をお送りします。
 「年金特種者登録通知書」は、将来年金を請求するときまで、大切に保管してください。
 なお、請求のため、「年金特種者登録通知書」がお手元に届くまでには所要の時間を要します。ご理解くださいますようお願いいたします。
- 住所や氏名の変更があった場合
 退職届書を提出された後に住所や氏名の変更があった場合は、同封の「年金特種者異動届書」を当共済組合本部に提出してください。
- 年金の請求について
 支給開始年齢になったら、請求に必要な書類をお送りします。
 なお、退職後に再就職されて厚生年金保険者となった場合には、最後に加入した元退職者(日本年金機構等)から送付されます。

1 退職届書の提出にあたって

退職届書は、将来の年金の支給に関し必要なものとして、組合員期間等を登録するために、送届されたときに提出していただくものです。

①平成27年4月以前の老齢厚生年金制度は、会社員が加入する「厚生年金保険制度」とが議員等が加入する「国民年金制度」に大別されていますが、改正により、平成27年4月に、両者年金制度は厚生年金保険制度に統合されました。

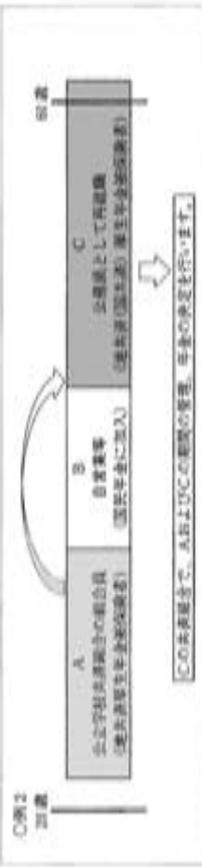
- 組合員期間について

将来の老齢厚生年金、年金払い退職給付の算定の基礎となる期間となります。



- 公認員として再就職した場合

退職後、公認員として再就職し、共済組合の組合員となった場合には、最後に加入していた共済組合から、全ての公認員であった期間(例2のAおよびCの期間)に対する年金が支給されます。



- 退職後の公的年金制度への加入について

20歳から60歳までの間は国民年金に加入することが義務付けられています。保険料を滞納した期間については受給資格期間となりませんが、必ず納付してください。

なお、厚生年金保険に加入されている方の遺族付添者となった場合も国民年金に加入することになります。国民年金保険料の納付は必要なく、国民年金の加入手続きのみを行います(14日以内に「資格取得・遺族付添・種別確認(3号該当)届」を配属者の勤めている会社等に提出してください)。

4ページに続きます。

資料 番号	キー番号									データ NO
	支 部	番 号								
57	0	0								



年金待機者異動報告書

公立学校共済組合理事長 殿

次のような異動が生じたので、必要書類を添えて、提出します。

〔共通記入項目〕										届出日	令和	年	月	日	
年金 待機者 番号										退職した 都道府県	退職 年月日	昭平令	年	月	日
氏名	フリガナ	・									生年 月日	大昭 平令	年	月	日
	漢字	(氏)	(名)												
基礎年金 番号	19 - - - - -										※基礎年金番号のわかるものの写しを 必ず添付してください。				
現住所 (注)	〒 - - - - - 電話番号 - - -														

(注) 転居または住居表示変更の届出を行う場合には、下段の「転居または住居表示の変更」欄に住所を記入していただきますので、本欄への住所記入は省略して結構です。

※ 該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、太枠線内に必要項目を記入してください。



氏名の変更 ※氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本を必ず添付してください。

新 氏 名										旧 氏 名						
フリガナ	・									フリガナ	・					
漢字	(氏)	(名)								漢字	(氏)	(名)				

転居または住居表示の変更 ※フリガナについても必ず記入してください。

新 住 所														
郵便番号	〒				フリガナ						住所	都・道 府・県	市・区 区(東京都)	町・村 区(指定都市)
上記住所 のつづき					フリガナ						住所	都・道 府・県	市・区 区(東京都)	町・村 区(指定都市)
電話番号	〒 - - - - -										⇐市外局番から記入してください。			

基礎年金番号の登録または変更

死亡

組合員であった方の死亡年月日				組合員であった方の組合員期間(注)				組合員であった方の退職当時の所属機関名 (記入例：〇〇島教育委員会)													
元号	年	月	日	昭・平・令	年	月	日から	昭・平・令	年	月	日まで										
報告者氏名等												続柄	夫・妻・子 その他()								
														フリガナ	・						
報告者住所												漢字	(氏)	(名)							
												〒 - - - - - 電話番号 - - -									

(注) 組合員期間が複数ある場合は最後の退職に係る組合員期間を記入してください。

R4.04

年金待機者異動報告書の提出について

公立学校共済組合の組合員であった方で、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達していない方が、退職後に氏名・住所などが変更になったときに提出してください。

1 記入方法

〔共通記入項目〕欄に氏名、生年月日等を記入の上、「氏名の変更」、「転居または住居表示の変更」、「基礎年金番号の登録または変更」または「死亡」欄のいずれか該当する異動事由の□にレ印をつけた上で、必要事項を記入してください。

- ※ 年金待機者番号が分からない方は、当該欄は空欄で提出してください。
- ※ 基礎年金番号が分からない方は、お近くの年金事務所にお尋ねください。
- ※ 原則、住所は住民票上の住所を記載してください（住民票の添付は必要ありません）。

2 添付書類

異動事由に応じて次に掲げる書類を添付してください。

異動事由	添付書類
氏名の変更	① 氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本 ② 基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
転居または住居表示の変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
基礎年金番号の登録または変更	基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書または年金手帳の写し
死亡	死亡の事実が確認できる戸籍抄本または住民票

【ご家族の方へ】

公立学校共済組合の組合員であった方で年金の請求をされていない方が亡くなられた場合大変お手数をお掛けしますが、「年金待機者番号」「組合員であった方の氏名」および「死亡」欄に必要事項を記入の上、当共済組合本部に提出してください。

なお、お亡くなりになったことに伴い遺族厚生年金を請求できる場合もありますのでご相談ください。

提出先および連絡先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部年金部

☎03-5259-1122

午前9時～午後5時30分

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除きます。)

支部番号	退共等特権者番号
46	

年金待機者登録通知書

平成 年 月 日

様

生年月日 昭和 年 月 日

公立学校共済組合理事長



公立学校共済組合の年金待機者として、組合員期間を次のとおり登録しましたのでお知らせします。

組 合 員 期 間		期 間 の 種 類	期 間 月 数
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	組合員	月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
年 月 日から	年 月 日まで		月
合 計			月
備 考			

この「年金待機者登録通知書」は、将来年金の請求を行う際に必要となりますので、そのときまで保管していただきますようお願いします。

この通知書についてご不明な点がある場合には、当共済組合本部又は退職時に所属されていた支部までお問い合わせください。

地方公務員共済組合

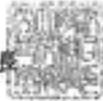
年金証書

年金の種類 定額厚生年金 基礎年金番号 年金コード 1130
 年金証書記号番号 31-

受給権者の氏名 受給権取得年月 平成 年 月
 受給権者の生年月日 昭和 年 月 日

年 金 額 円

厚生年金保険法
 により、上記の年金を決定したことを証します。
 平成 年 月 日

公立学校共済組合理事長 

地方公務員共済組合

年金証書

年金の種類 退職共済年金
 (経過的職域) 基礎年金番号 年金コード 1171
 年金証書記号番号 31-

受給権者の氏名 受給権取得年月 平成 年 月
 受給権者の生年月日 昭和 年 月 日

年 金 額 円

被用者年金一元化法
 により、上記の年金を決定したことを証します。
 平成 年 月 日

公立学校共済組合理事長 

地方公務員共済組合

年金証書

年金の種類 退職年金 基礎年金番号 年金種類コード 119
 年金証書記号番号 8684-

受給権者の氏名 受給権取得年月日 平成
 受給権者の生年月日 昭和 受給権取得年月日 平成

年 金 額 円

地方公務員共済組合法
 により、上記の年金を決定したことを証します。
 令和 年 月 日

公立学校共済組合理事長 

退職に伴う各種手続及び提出期限

I 年金関係手続（60歳定年退職時）（詳細は17ページを参照）

退職届書の提出（昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生の方）※63歳定年者も対象

対象者：令和4年度末定年退職予定者（2月頃通知予定）

提出書類：退職届書（対象者に2月頃通知と併せて送付）

提出期限：通知文書へ記載

※令和4年度に65歳で定年する方の退職時の年金関係手続については、2月頃に通知文で個別にご案内いたします。

II 国民年金第3号被保険者資格喪失等による手続

対象者：60歳未満の被扶養配偶者等（詳細は8ページを参照）

手続期限：おおむね資格喪失後2週間以内（市区町村の国民年金担当窓口等で手続）

III 在職時の組合員証等の返納手続

退職から引続き一般組合員として再就職する方以外は、退職時の所属所を通じて組合員証等を返納する必要があります（詳細は23ページを参照）。

また、資格喪失証明書が必要な場合は、組合員証等を所属に返納する際に、併せて文書等に証明書の必要枚数・送付先住所等を記載の上、お知らせください。

IV 任意継続組合員制度の加入手続

退職日を含めて20日以内（例：3月31日付け退職の場合は4月19日まで）に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金の納入をする必要があります。ただし、年度末退職予定者については、次の表のスケジュールにより、退職前から加入申出の事前受付を行いません。事前受付の開始については、2月上旬に各所属所へお知らせします。

表：令和4年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

掛金の納入方法		①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④組合員証の送付（予定）
振込	第1回	2月20日（月）	2月末	3月1日（水）～17日（金）	4月3日（月）
	第2回	3月3日（金）	3月中旬	3月18日（土）～31日（金）	4月10日（月）
	第3回	3月23日（木）	3月末	4月1日（土）～9日（日）	4月17日（月）
口座振替	第1回	2月14日（火）	2月末	3月13日（月）	4月3日（月）
	第2回	2月21日（火）	3月中旬	3月20日（月）	4月10日（月）
	第3回	3月6日（月）	3月下旬	4月3日（月）	4月17日（月）

※1 いずれのスケジュールにおいても加入日は4月1日です。

※2 任意継続組合員申出書において、掛金の納入方法として口座振替を選択した方は、ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」（緑色の複写式用紙、2月上旬に所属所へ送付）も同時に提出してください。

※3 ①申出書提出の最終期限である3月23日（木）後も4月19日（水）までは加入手続は可能ですが、この場合、手続期間が短くなることから、申出書提出前に、共済組合へ連絡してください（掛金の納入方法は振込のみです。）。

再就職先の医療保険制度が適用される場合（22ページの図中Dに該当する場合は、任意継続組合員制度の加入手続は必要ありません。

再就職を希望されている方は、内示などで、採用無し、又は採用はあったが医療保険制度の適用がないことが明らかになった時点で、任意継続組合員制度の加入手続をしてください。

お問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部

〒890-8577（専用郵便番号）

鹿児島市鴨池新町 10-1

電話 県庁代表 099-286-2111
年金給付係（直通）099-286-5206（内線）5220
年金相談窓口（直通）099-286-5207
福利係（直通）099-286-5205（内線）5217
厚生係（直通）099-286-5214（内線）5214

鹿児島支部ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

◎ 年金給付係

- ・長期給付 老齢厚生（共済）年金に関すること。
- ・退職届書に関すること。
- ・短期給付に関すること。
- ・被扶養者の認定・取消，資格確認（検認）に関すること。
- ・国民年金第3号被保険者の資格取得・喪失に関すること。

◎ 福利係

- ・任意継続組合員の資格取得・喪失・掛金に関すること。
- ・宿泊施設特別利用者証に関すること。
- ・保健福祉事業に関すること。

◎ 厚生係

- ・貸付償還に関すること。

公立学校共済組合本部

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

電話 03-5259-1122（年金相談専用）

公立学校共済組合ホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/>

証明書等再交付自動受付専用電話

電話 03-5259-8852

- ・源泉徴収票・扶養親族等申告書

